

第百五十一回国参議院厚生労働委員会會議録第十二号

平成十三年五月二十九日(火曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

五月二十四日

堀 利和君

補欠選任 朝日 俊弘君

五月二十九日

辞任 釜本 邦茂君

補欠選任 脇 雅史君

武見 敬三君

宮崎 秀樹君

山本 保君

統 訓弘君

出席者は左のとおり。

委員長 中島 眞人君

理事 亀谷 博昭君

齊藤 滋宣君

柳田 稔君

沢 たまき君

井上 美代君

委員 大島 慶久君

狩野 安君

田浦 直君

鶴保 庸介君

南野知恵子君

宮崎 秀樹君

脇 雅史君

川橋 幸子君

木俣 佳丈君

長谷川 清君

統 訓弘君

浜四津敏子君

小池 晃君

衆議院議員

修正案提出者 福島 豊君

国務大臣

厚生労働大臣 坂口 力君

副大臣

厚生労働副大臣 榊屋 敬悟君

事務局側

常任委員会専門 川邊 新君

政府参考人

厚生労働省健康 篠崎 英夫君

局長

厚生労働省医業 尾崎 新平君

局食品保健部長

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秩子君

大脇 雅子君

うな一つの水の循環、リサイクルという系が構築される必要があります。

我々民主党の中でも、まだ本格議論にはなっておりませんが、例えば水基本法というんでしょか、これは多省庁にまたがりまのすのでいろいろ難しい点もありますけれども、そういう人間にとつて一番大事な、体の八割をつくる水について、やはり基本的なその枠組みをつくらなければ、十六年前に考えたようなものとは及ぶもつかない今現在でございますので、いけないんじゃないかと思うんですが、新たな法整備も含めた検討をどのように国としては考えられるか、お答えいただければと思っております。

大臣、お願いします。

○国務大臣(坂口力君) 水道の問題が私もこれほど大きな問題になってくるということは、今までは考えにくかったことだと思っております。水道と申しますか、水の問題ですね。

今御指摘になりましたように、やはりそれぞれの水域、水系というのがございまして、やはり水系ごとに一つの循環がつくられているんだろというふうに思いますから、その水系ごとの水循環というものを念頭に置いていろいろ事を、町づくりにいたしまして、あるいは工業的な利用にいたしまして農水に対する利用にいたしまして生活用水にいたしまして、考えていかなければならないというふうに思います。

また、最近のようにいろいろの環境汚染等がございまして、そうしたことも含めてこの水の循環ということを考えますときに、本当に注意をしなければならないというふうに考える一人でございます。

国は、治水の方はこれは国土省でございますが、それから利水の方は厚生労働、農林水産、そして経済産業と、またまたがっているわけでございますし、それから環境省もこれは別な意味でまた関係をしている。五省庁にまたがっているわけでございますから、縦割りではなくて、五省庁がこの水の問題をやはり一括してトータルで見たい

くという姿勢が必要だというふうに思います。五省庁九部局というふうに言っておりますが、連携いたしまして、そして連絡会議を設置いたしておりますが、こうしたところを中心にしてこれからもさらに進めていかなければなりませんし、その中で新しい法律が必要になるかどうかということも含めてここで検討をしていかなきゃいけないんだらうと思ひます。

私も、先生が御指摘になりますように、新しい法律というものはあるいは必要なのかもしれないという気もしいないではありません。これからもう少し勉強していかなきゃいけないというふうに考える一人でございます。

○木俣佳丈君 大変、大臣の前向きな御答弁、まことにありがとうございます。

今、最後におっしゃられましたように、ぜひ水全体にかかわる環境整備も含めた一体的な一元的な取り組みというんでしょか、省庁横断的な取り組みを目指した、水基本法というのはこれは我々が呼びたい名前でございますけれども、そういった基本法ばかりでございなるのかという感じもありますけれども、しかしそうではなくて、やはり基本的なものがまだ縦割りで討議されていらないんだということで、我々はぜひ水については基本的なそういう枠組みを決める基本法のようなものを制定させたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、生活水の方に入っていくわけでございますけれども、先日、朝日新聞でも水道のことについて特集が組まれておりまして、特に水道管、これは鉛管ですね、生活の鉛管のことと、それからあと貯水槽の問題が大きく取り上げられております。かつて、貯水槽の中にネズミの死体が浮いていたとか、その他数々あるわけでございます。

今、貯水槽というのが全国に百万あるそうでございます。大型のもの、十立方超のものが二十万、そして小型の、それ以下のものが八十万あるそうでございます。大型についてはこれは年一回の清掃、検査というのがビル管理法や水道法で義

務づけられており、罰金等が違反すれば科せられるというふうになっておりますけれども、小型のこの八十万の方では全く法的な規制がないということでありまして、マンションでいえばかなり小型のものもあるということで考えますと、非常にこれはゆゆしい状況であるというふうに私もこの記事または報道を読んだわけでございます。

さらに、これは厚生労働省の方で、生活環境審議会水道部会の方で出された資料で見ましても、今言った大型水道で一応検査を受けている率というのは八五％ではございますが、問題ありと指摘されたのが四三・二％という大変な問題を抱えている。と同時に、小型においてはもうほとんど検査を受けていない。検査を受けているものが三・六％、つまり九六・四％は検査を受けていない、こういう結果が御省の結果で出ております。

これを何とかしないと、入り口までは本管できれいなものを持つてきたとしても、結局貯水槽の方で汚れてしまうということでは、結局何をやっているのかかわらないことに私はなってしまうと思っております。そういった意味で、今回の水道法の一部改正でマンションの住民が安心して蛇口から水が飲めるようになるものかどうか、どうぞ御所見を伺いたいと思います。

○副大臣(榎屋敬悟君) マンション等の貯水槽水道についてのお尋ねでございます。私も東京でも地元でもマンションに暮らしておりますので、極めて大事な視点だと思っております。

今回の改正では、ビル等の貯水槽水道における管理の充実を図るということにしております。具体的には、今規模のお話がありましたけれども、規模にかかわらず水道事業者が貯水槽水道の設置者に対して管理上の指導、助言、勧告などを行うことなどによりまして、管理の徹底が図られるよう措置するということにいたしているところでございます。これによりまして、マンション等における貯水槽水道の安全性が向上いたします。住民の方々の安心に資するものではないかというように考えているところでございます。

○木俣佳丈君 再度お尋ね申し上げたいんですが、小型の貯水槽八十万カ所ということで四割を占めておるわけなんでございまして、今回は、今の御答弁だと規制の対象になるわけでございますか。

○副大臣(榎屋敬悟君) 今回の、ビルなどの貯水槽水道における管理の充実ということで、設置者の責任を明らかにすること、今申し上げましたように、やはり一義的には管理者が責任を持っていたかどうかということでありまして、その管理者に対して水道事業者が指導あるいは助言、勧告等を行えるという仕組みにいたしているわけでありまして、それは規模にかかわらずということでございます。

○木俣佳丈君 今の御答弁というのは、従来から言われておるような問題点が直るのかなというところ、どうもちょっと難しいように私は感じるわけでございます。今管理者ということなんですけれども、この辺の具体的な結局対応ですね、管理者への通告というのか指導をしないといふのは、水道事業者にゆだねられておるわけでございます。ということは、これだとなかなか水道事業者が、これから市町村からこの法案では民営化ということも含めて民間業者が入ってくるようになりますと、十分なそれこそ指導というものができるとかなという気持ちがあるんですが、再度御答弁をお願いいたします。

○副大臣(榎屋敬悟君) 委員の方から再三にわたります今このマンション等の貯水槽水道における衛生上の問題を御指摘いただいておりますわけでありまして。従来から、旧厚生省の時代から、マンションについても給水装置、一戸建てと同じように配慮しなさいという指導をしているわけでありまして、今、委員の方から今回の改正によって本当によくなるのかという再度のお尋ねをいただいたわけでありまして。

もう一度確認をいたしますと、今回の法改正によりましては、一点は、今申し上げておりますように、貯水槽水道の管理の充実が図られるように

水道事業者が貯水槽水道の設置者に対しまして指導あるいは助言、勧告等を行えるようにしているということが一点。それから第二に、水道事業者がマンションの住民等に対しまして、そのマンションの貯水槽水道の管理についての情報を提供することによりまして貯水槽の清掃等の管理の実施が促進されるようにしたいというふうにしていくものでございます。

厚生労働省といたしましては、水道事業者がこのような取り組みについて積極的に技術的な支援を行うなど、貯水槽の管理について実効ある改善が図られるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○木俣佳丈君　ありがとうございます。

全体、これは経済の話でございますけれども、今、日本は規制緩和というのが国の内外からいろいろ声高に言われているわけですが、やはり私が思うのは、よく古くて新しいような話でございますが、経済的規制、社会的規制という二つの規制の分け方で考えた場合に、やはり経済的規制というのは経済合理性のあるもので効率化を図ればもっと安くなるのではないかとということ。ところが、社会的規制というのは、簡単に言うところ、社会的規制というのは安全基準のこと、こういった規制というのは、欧米を見ましてもほとんど、環境問題これありで規制が強化されていくという方向。

そしてまた、私、米国で見えてまいりましたのは、特にファインケミカルの分野、つまり例えば薬とかこういった業界がアメリカで非常に強い。これはドイツも同じでございますけれども、規制が強いがゆえに安くていい薬ができるなどという、こういう現状を私見てまいりました。まさに僕なんかは、薬の業界は日本も大分強くなっている、一部ですね、ということはお聞いておりますけれども、まだまだ変な厚生労働省の規制はあるかもしれないけれども、しかしながら、いい意味でのいわゆる市民の、または生活者の必要とするようないわゆる社会的規制というのか安全基準と

いうものがどうも違ってくるということで、よく薬の世界なんかでも、外で認証されながら国内で認証されないものが六割なんていう数字が挙がっていたりするわけでございます。

この辺、抜本的に改正しながら、ある意味での流通等々については抜本的に経済的規制を外していく。しかしながら、社会的規制、安全基準というのを強化しながらより強い産業を育てていくというふうな観点で、ちよつとき質問通告にございせんが、大臣でも副大臣でも、こういった観点の抜本的な改正を全体でしていったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。御所見をいただければと思います。

○副大臣(柳屋敬悟君)　木俣委員のお話でございますが、規制をどうするかということでございます。

委員のお気持ちにこたえられるお話になるかどうかであります。今回の今委員がお話されていくマンションについても、それこそ一戸建てと同じようにきちんとした規制をということもあるでしょうが、先ほどから申し上げておりますように、これはやはり管理者とそれからマンションに具体的に住んでおられる方々との情報交換によって情報が開示されるということ、まさに規制の強化というよりも、マンションというのは、私も相当大きいマンションに暮らしておりますけれども、その中で自主的に協議が進められて、水の問題はもちろん生活の基本でありますから、そうした問題が自主的に解決をされていくというふうな状況がぜひ望ましいんだらうというふうに考えて今回の法改正を進めているということでございます。

委員の御指摘にはなかなか沿わない答弁かもしれませんが、そんなふうに思っております。

○木俣佳丈君　いや、本当に大臣を初めとしまして非常に精力的に動かれていらっしゃると思いますので、私もやはり是非々で、いいものには我が党も賛成していくというのはきのこの質問でもさせていただきましてけれども、やはり安全基準等々

は強化しながら、しかし効率的な産業を育てていく。これ水の事業もそうではないかなというふうなふうに思っておりますけれども、ぜひ抜本的な、厚生関係のみならず、全体政府ではございますが、特に所管の関係の改革を断行いただきますように再度お願いしたいと思います。

さて、もう少し進みますけれども、これまた新聞報道で恐縮でございますが、鉛の話でございます。

全国にはまだ鉛管というのを使っている、鉛製の水道管。これは本管から蛇口までということでございますが、私もついこの間まで鉛が普通だと思っておりました。ですから非常におくれた人間でございますけれども、八百五十万世帯、つまり全国の四分の一だそうでございます。まだ四分の一の世帯で鉛管というのを使っていると。

鉛中毒とか、いろいろ鉛についての害というのは大臣も御案内内だと思っておりますけれども、体内に蓄積されるということでございます。胎児や乳幼児などの鉛毒性というのは非常に強い物質であるということが証明されておるようでございます。これはやはり大問題であると私は思っております。これは毎日さんや朝日新聞でも載っております。

私が一つ思いますのは、当然ながらこの問題の解決には、八百五十万世帯で三千万人ぐらい暮らしておるわけでございますけれども、この家々の鉛管というのをまずはどう取りかえていくかというのが重要だということに思っております。そのときにこの鉛管を交換するのに何か手だてはないのかなと。厚生労働省の方々はどうか考えていらっしゃるのかなというのをまず伺いたいと思っております。

○政府参考人(篠崎英夫君)　鉛による健康影響を考慮した場合に、個人所有の給給水管の布設がえを促進する必要があるわけでございますが、給水管は個人の資産でありますことから、その給水管の布設がえに対して、例えば国の補助制度という

ようなことについては慎重な検討が必要なのではないかと考えております。

このため、鉛給水管の所有者に対しまして、家屋の改築などの際に給水管の布設がえを行うようにそういう注意喚起などの働きかけを行うよう、どの地域で何年度ぐらいまでが鉛管をこの地域は使っているというところは水道事業者の方でわかりますので、そういうような注意喚起を水道事業者がするように指導してまいりたいと考えております。

○木俣佳丈君　私もこの話が出てから、今借家に住んでおりますけれども、うちは三十年ぐらいたっているみたいでして、そうすると大体鉛管だそうなんです。私もちよつとこれは困ったなと思ひながら、どうしたらいいものかというふうには実は考えたんです。

非常に庶民的な発想で恐縮でございますけれども、一つは全体の鉛管というものを取りかえるというのがあるなということが一つ。しかし、そうでない場合には、例えばいろいろメーカーに聞きまして、浄水器とかこういったもので除去できるというふうな話もあるわけでございます。例えばうちなんかの場合には、それでは全部取りかえる費用を大家が見ればいいのか、それとも私個人が当然持たなきゃいけないのか、ということも悩みやうい、やはり浄水器を出元のところにつけることで除去できるならばそれで対応したいというふうに思っております。こういうふうなときに浄水器に対する補助とか、こういったものを御検討いただけないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。副大臣、もしお考えあれば。

○政府参考人(篠崎英夫君)　今の浄水器の前に、もうちよつと私どもが考えております基本的なことを申し上げますと、まずは水道のpHの問題がありまして、これは水道事業者の方でございますが、pHをそういう鉛が溶け出さないようなpHに調整するということは指導いたしております。それから、ため水のときには濃度が高くなるこ

とがありますので、朝一番の水道を使うときには少々蛇口から水を出しておいていただいて、それをほかの、飲み水以外の目的に使っていただくなどする対策もあらうかと思っております。

それから三番目が、今、先生御指摘の浄水器でございますが、今聞いておりますところによりまして、まだ研究開発段階ということだそうでございます。そういう段階にあるというふうにお聞きをいたしておりますので、その先のことについてはまだ検討はしていかないという状況でございます。

○木俣佳丈君 最後に局長おっしゃったように、研究開発段階というか、私もこの際と思つていろいろメーカーの方にも何社か伺つたりしたんです。これ大変なものらしいですね。本場にちよつとした中小企業では到底できないぐらいの期間、一年半とか二年やはり検査というのがありまして、特にこれ多分新しい検査になりますので、そうしますとその事前事例がないということとさらに厳しい検査になるんですね。

ですから、厚生労働省認可というのはどうももらえないんじゃないかというのがそのメーカーの方々の口を合わせたようにそういう話がありました。ちよつとこのあたりやはり政治的判断だと思ふんですが、大臣でも副大臣でも結構でございますので、やはり前向きにこれは本場に早急に検討しないと三千万の方々が困ります。私もその一人かもしれません。ちよつとそのあたり、多分その住んでいらっしゃる方というのは、私はちよつと考えますに、自分の持ち家というよりも、私と同様、借家の方が多いいんじゃないかと、ちよつと古目の、というふうにも思ふものですが、ちよつと副大臣か大臣どうでしょうか、前向きな御検討いただけませんか。

○副大臣(棚屋敏悟君) 今、委員からの前向きな答弁とおっしゃったのは、いわゆる浄水器についてのお話だろと思うんですね。

それで、委員本場に、一つは新聞報道等もあった、そんなマスコミの報道も踏まえて、今後特に

鉛についての基準ももう少し厳しくするというような状況が近未来的に見えるわけでありまして、そうした中で、今当面の施策として、私どもは、局長からも答弁しましたように、一つはやはり鉛管を個人が取りかえていただくためのいろんな施策をまずは考えたい。情報提供を初め、先ほど申し上げたpHの調整でありますとか、あるいはため水をした次の日の朝の一番は飲み水にしないようにというようなPRをしつかりさせていただく、情報提供をするというようにすることをまずは進めていきたい。

その上で、今、前向きにとおっしゃった浄水器であります。私のところも、実はいろんな方がこういう研究もしていると、これはもう本場に効果があるんだといって何人かの方に実はお話しもいただいているのであります。やはり厚生労働省として国民の皆さんにお示しをするということになりますと、やはりその効果というものをしっかりと見定める必要もあるわけでありまして、先ほど局長が言いましたように、研究中のようでありまして、これは大急ぎで研究していただかなきゃいけません。その結果を待つて検討したいというふうにも思つているところでございます。

○木俣佳丈君 別に私のところに陳情が来たわけではございませんでして、逆にこの法案があつたものですから探つていっているうちに方法としては三番目にこういうのがあつた。では、うちにつける場合にはそういう補助がつくのかどうか、またはメーカーに対しての開発補助みたいなものがあるのかどうかとちよつと探してみたい。何か社か聞いてみたところ、どうも自力でやらざるを得ないんだ、こういう話になったものですから今伺つたわけでございます。ぜひ早急な対策を練つていただきたいと思います。

鉛管をそのままかえるというのが二番目ぐらいの対策だと思ふんですけれども、これは個人所有ということ、例えばうちが持ち家だとしてしましても全額費用を当然こちら側が見なければいけないというところになるわけですが、ただ、ひとつこれ

も業者に問いましたら、要するに水道本管から引き込んで、公道部分を当然ちよつと通るわけですね。公道部分を通りまして敷地内に入れて、敷地内で全部取りかえらる。例えば硬質塩化ビニールとか、こういった水道管らしいですね。こういったときに、実は公道部分を通る料金として、大体更新の費用が二十から二十五万円ぐらい必要なんだということらしいんですね。公道部分だけでこれだけということなんです。この部分については補助というのはございますでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 先ほどちよつと御答弁させていただきましたように、公道部分についてはございません。

○木俣佳丈君 全取りかえをする場合に、やはり公道の部分を通るわけでございますので、ぜひそういったものに対して、特に今不景気でございますし、何か補助をするようなお考えはございますでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 慎重に検討させていただきます。慎重に検討させていただきます。

○木俣佳丈君 何か慎重にとかつと大体考えないよという国会用語なのかなというふうな三年もたちますとわかるんですが、ぜひ前向きに対処していただきたいと思います。ぜひ前向きに対処していただきたいと思います。また、先ほど危険性についてお知らせをするというお話でございましたが、現在の厚生労働省の基準というのは、鉛濃度がリッター当たり〇・〇五ミリグラムというのが基準だというふう聞いております。しかしながら、WHOの飲料水水質ガイドラインでは〇・〇一ミリグラムというのがその基準だというふうにも聞いております。けれども、これ五倍もしている理由は何かございますか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 私どもの基準では、御指摘のようにリッター当たり〇・〇五ミリグラムというふうになっておまして、これをWHOは〇・〇一といたしておるわけでございます。が、平成十五年にはWHOの飲料水の水質ガイドラインが改定されることになっておまして、それ

に向けては、その時期に合わせて我が国の水質基準もその方向で改定するというふうな予定をいたしております。

この前に、ではどうして今こうなっているのかということにつきましては、これは平成四年のことでございますが、平成四年の水質基準の改正に当たっては、その当時のWHOの飲料水水質ガイドラインの検討状況、それから欧米における基準の設定状況を参考にして、日本人の、特に子供の鉛による健康影響について十分検討した上で、問題はないレベルとして基準値を〇・〇五ミリグラム・パー・リッターというふうな設定したわけでございます。

○木俣佳丈君 そうすると、平成四年のときのWHOの基準というのは〇・〇五ミリグラムだったわけですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) そのように承知いたしております。

○木俣佳丈君 ただ、平成四年から比べますと八年、九年もたつたわけでございます。やはり先ほど申しましたように、さつき冒頭言いました私は二十歳のころ、十六年前なんです、このころには飲み水の心配なんてまずしなかった。これは豊橋という田舎に住んでおりましたので、特にそんなことを心配したことはなかったものが、今や水道水を飲むということがちよつとはばかられるような事態になっております。十年の歳月というのは非常に長いというふうにも思いますが、大臣または副大臣、どうでしょうか。こういういいことはどんどん早く、WHOの基準が繰り上がつていっているのか、厳しくなつたらそれを厳しくしていくというふうなのが当たり前だと思ひますが、どうぞ御答弁ください。

○副大臣(棚屋敏悟君) 先ほど局長からも答弁いたしましたけれども、WHOが平成十五年には飲料水水質ガイドライン改定をするというふうな仄聞をしておるわけでありまして、これに時期を合わせまして、今五倍という話がありましたけれども、リットル当たり〇・〇五ミリグラム、これを

○一ミリグラム。これは先ほど局長からいろいろ説明がありましたが、健康に影響を及ぼさないレベルである、これが現行の○・〇五ミリグラムと。WHOが言っております○・〇一ミリグラムは鉛が体内に蓄積をしないレベルだということであるのでして、今、委員から御指摘がありますように、この方向で進めなければならぬというふうには思っております。

そういう意味で、先ほど委員から全国で八百五十万とおっしゃいましたか、ちよつと割合として委員の御認識はちよつと高いんじゃないかと思うんですが、いずれにしても一定割合の現に御家庭に布設をされているという実態があるわけでありまして、基準もさることながら、まずは鉛管の取りかえを進めるということについて、委員のいろいろ御指摘も踏まえてその方向で進めていきたいというふうには思っております。

○木俣佳丈君 それと、今、副大臣おっしゃったような鉛と病気の関係というのを研究して、局長に伺いたいんですが、研究しておる何か特別な報告書みたいなのはあるんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 鉛の慢性中毒につきましては、これは公衆衛生学的に非常に有名な分野でございますが、この水道水につきましては今までのところ私どもも人体に危険があるというふうには認識しておりませんので、そういう研究は行っていないと思っております。

○木俣佳丈君 そうしますと、先ほどの副大臣の説明と今のお話というのは、どうもちよつと間があるかなという感じがするんですね。だから、やはり国内でも、何でも研究せよということではないけれども、研究があつてその後、害があるから○・〇五以下であればいいんだと、こういうのが普通の論理的な考え方でありまして、要は、研究もしていなければ、それ以下であれば蓄積はないんだというのでは、これはおかしいと思うんですが、局長、どうですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 失礼しました。平成四年の生活環境審議会水質専門委員会でご申すを

ただいておるわけでございますが、その中で、先ほどちよつと触れましたけれども、文献的な研究、そういうものは行われているというふうには考えております。

また、水道水中の鉛のことににつきましては、水道事業者ごとに年一回以上、代表的な地点を選んで、蛇口で採水した水に含まれる鉛濃度を測定して判断をいたしております、そういうようなものも調査研究の一つの素材としては活用しているという状況でございます。

○木俣佳丈君 今で説明には私なっていないと思うんですが、要は、文献的な研究ということなんですが、多分、欧米のそういう研究者の中なか外なかわかりませんが、そういう研究をもとにしてそれをいろいろ継ぎはぎしながら研究をされたということだと思ふので、そんなことでは基準というのは、やっぱり我が国でございますから、もし欧米の基準を考へるのであれば恐らくWHOが一番正しいというふうには思ふんですね。

ならば、やはり早急にこれを直さなければいけないと思ふんですが、いかがですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 御指摘の点も踏まえて、国内でもそういう必要な調査研究があれば調査研究を進めたいと思っておりますし、また、先ほど申し上げましたように、平成十五年度に向けて国内にもいろいろ専門家の間で議論を深めていただきたいというふうには思っております。

○木俣佳丈君 また、先ほど危険性をお知らせしていくということだと思ふんですが、これ、局長に多分伺った方がいと思ふんですが、例えば鉛の毒性なんかをどのようにして市民に知らせているんでしょうか、一般的に。

○政府参考人(篠崎英夫君) それは水道事業者によるわけでございますが、水道事業者によりましては、料金のお知らせの中にいろいろな今申し上げたようなことを書いてあるものも事業者もおるということでございますが、今回の水道法の改正に関しましては、そのようなものにつきましても

利用者の立場に立つて必要な情報を提供するようになり、そういう仕組みに変えたいということをお回の法改正で盛っているわけでございます。

○木俣佳丈君 いや、これはうちの区だと実は領収書の裏に書いてあるんですよ。局長、見たことありますか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 正直言ってまだ見たことありません。

○木俣佳丈君 それはいいけれども、本当に。局長が見ないようなものを私見ておりますが、今回初めて見ましたけれども、やはりそれは知らせとしてはちよつとこれは物足りないと思ひますが、いかがが考えでしようか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 私の特別な事情であろうと思ひまして、申しわけありませんが、今回の法改正に盛り込まれておりますように、そういう見たり見なかつたりする人が利用者の中にいないように、もう少しきちんとした情報開示をするような仕組みにしたいと思っております。

○木俣佳丈君 大きな体をして小さなことを言ひまして本当にまことに恐縮なんでしょうが、言ひかけていく、その本体の局長さんがそういうたものを見ていないというのは、やはり私は非常に問題ではないかと思ふに思つております。

例えばアメリカなんかにおいては、これもやはり耳学問でございますけれども、別途手紙で知らせるとか、やはりそういうものを周知徹底しなければ、先ほど申しました八百五十万世帯の方々が、じゃ、うちは変えましようというふうにならなと思ふんですよ。

ですから、これはひとつ、恐らくは通達で済むことだと思ひますので、きちつとした形で局長のうちに届くように手紙を出していただきたいと思ひますが、局長に聞くのは気の毒だと思ひますので、大臣が副大臣にお答えいただけますか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどからいろいろ聞かせていただいておりますが、鉛の問題というのは非常に大事な問題でございます、昔から鉛中

毒、慢性にいたしましたとしても急性にしましても、この研究というのは日本の中でも非常に多いわけでございます。

水の場合には含まれております量は非常に少ないわけでございますけれども、非常に持続的にこれは飲用するわけでございますから、少ないの少ないんですが、継続して飲んでおりますだけにやっぱり注意をしなきゃいけないというふうには思ひます。

そういう意味では、WHOが言っておりますように○・〇一、少なくとも体の中に蓄積をしないような量でなきゃならないと思ひますし、その方向で努力を一日も早くしなきゃならないというふうには思ひますし、また、一般の皆さん方にもそのことはよく御理解をいただかなきゃならないわけでございますから、そういう方向でひとつ頑張りたいと思ひます。

○木俣佳丈君 非常にわかりやすい明快な御答弁、ありがとうございます。ぜひ私のうちにも連絡が来るように待つておりますので、よろしく大臣、御指導をお願い申し上げます。

続きまして、老朽化が進んでいる水道が多いわけでございます。鉛管というの恐らくは古い施設だということなんですが、先日広島を中心とした中国地方、芸予地震というんでしようか、この芸予地震でも水道管が被害を受けたり亀裂が入ったり断水したり、割とまだまだましな方だったとはいえ、かなり断水をされた地区もあったやうでございます。

八百五十万の世帯の水道管というのを取りかえるときに、やはりぜひ耐震性というの考へた、今の硬質塩化ビニール管というんでしようか、が、いいかどうか、ちよつと私もわかりませんが、そういった耐震性というの、やはり地震国、災害国日本でございますので、考へた取りかえを助言をせひしていただきたいと思ふんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) これは日本にとりましては非常に大事な問題でございます。水道施設の耐

震化というんですか、これは進めていかなければなりませんし、その進め方というのいろいろあるというふうに思いますが、マニュアルの作成でありますとか、技術的な支援といったようなものにつきましても、民間の皆さんにもよく徹底しなければならぬというふうに思っています。

地震や洪水に強い施設の整備ということにつきましては、これは国にとりまして大きな課題でございますから、国民にどんな状況であろうと水だけは届くといったような、そういう体制をつくるためにこれは努力をする決意でございます。

○木俣佳文君 続きまして、今回の改正案では水道事業の第三者委託というのが可能となるわけでございますけれども、委託のあり方について御質問をしたいと思います。

まず、業務の委託についてのねらいというものを教えていただきたいんですけれども。

○副大臣(棚屋敏悟君) 今回の改正における水道事業における第三者への業務委託のお尋ねでございます。

ねらいは何かというお尋ねでございますが、特に中小の水道事業者におきまして、技術的な困難に直面している浄水場の管理あるいは水質管理の業務につきまして、より技術力の高い他の市町村などに対して委託できるようにするものでございます。これによりまして、水道の管理体制の充実を図ることができるといふふうに考えているところでございます。

○木俣佳文君 当然その中に民間の事業者というのが含まれると思うんですが、含まれるかどうかお答えいただくと同時に、その場合には、やはり今まで市町村またはそれを委託し他の市町村が経営していたわけでございますので、公の手から民の手へということになりますので、この場合にはやはり委託の要件というのを厳密にしておかなければならないというふうに考えるんですが、この二点についてお答えください。

○副大臣(棚屋敏悟君) 受託者であります、民間も含まれるのかということでございますが、先

ほどお答えいたしましたように、主に技術力の高い市町村を想定しているところでありましてけれども、民間についても可能であるというふうにしていくところでございます。

今、委員から御指摘がありましたように、じゃ、官から民という場合のそのルールはどうなるのかというお尋ねでございますが、やはり受託が可能なる者の要件について、これは大事な点だと思えます。水道の管理に関する技術上の業務が確実かつ継続的に実施されるということが必要でありまして、一つにはやはり適切な能力あるいは人員、経理的基礎を有しているということが一つ民間としても大事な要件だと思えます。

それから、二つには、受託水道業務技術管理者という資格がありますが、この資格を持つ技術責任者を有しているというようなことをやはり受託が可能なる者の要件というふうに考えているところでございまして、具体的には政令で定めることにしております。

○木俣佳文君 ぜひ厳密なルールづくりと厳正な御審査をお願いしたいと心からお願ひしておきます。

最後の質問になりますけれども、これもまた二点でございます。

第三者への委託をするときの契約でございますけれども、まず土建屋さんが、建設業者なんかよくあるんですが、丸投げというような方式ですね。要は、間の歩を取ってどんと投げっていくような、こういった丸投げというのはやはり禁止しなければいけないというのがまず第一点でございます。

もう一つは、不当に廉価に入札をかけてくる業者。私も先般名古屋の方で伺ったんですけれども、今ごみの問題が甚だしくて、名古屋で清掃車を走らせるというときには、大体一日当たり五万円ぐらいやはいりしてもかかるといふんですね。ところが、千円で入札をかけてきてとてしまふなんということがありまして、これをどう考えたらいんだというふうに陳情を受けたわけ

でございます。こういったことがありますと、結局いわゆるチキンレースというんでしょうか、もう安値競争になって強いところが勝つように思いますが、良質なところがやはり減っていくというふうな事態になる。そして、最後には結局価格が上がりというふうな、だからこそ不当廉価の入札または販売というのとは独禁法で規定されて規制されておるわけでございますけれども、同様に、こういったいわゆるダンピングの入札について。

この二つについて、丸投げとダンピング入札、こういったことについてきちっと委託の要件として、そういったことがないように禁止事項に明確にさせていただきましようにお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今回の法改正によります業務の委託につきましては、委託された業務の範囲内において受託者が水道事業者にかわつて水道法上の責任を負うものでございまして、水道の管理に関する技術上の業務に伴う大変重要な責任を受託者に課しているわけでございます。

そこで、丸投げの件でございますが、受託者が当該業務に伴う責任をさらに他の者に再委託したり、あるいは業務を丸投げするということについては、この制度の趣旨から認められないというふうには考えておりまして、委託基準を定める政令において必要な規定を置くことといたしたいと思ひております。

また、ダンピング入札のことでございますが、適切な入札を行うことは今回の委託制度にとつてこれも大変重要なことであるというふうに認識をいたしておりますが、委託に係る入札行為は、入札を行う各水道事業者の責任において関係法令を遵守し適正に行われるべきものと考えております。

厚生労働省といたしましては、所管する水道事業者について、委託基準に照らし適正な委託が行われているかどうかを監督いたしますとともに、適正な入札に資するよう水道事業者の取り組みに対しては技術的な支援もしてまいりたいと、こ

のように考えております。

○木俣佳文君 以上で質問は終わりますけれども、最後のところでも、今、局長、そうやっておっしゃいましたけれども、大体他業においても、公の部分を民間に投げることも大体同じような要件でしつかり継続的な安全な同基準のものができるようなという規定はついておりますが、結果として先ほど申しましたような結果になつてしまふ場合が多々ございまして、そのあたり、ぜひ政治的判断でしつかりやっていただくという御決意をお願いして、私の質問を終わりたいと思ひますが、最後にぜひ。

○副大臣(棚屋敏悟君) 先ほどからお話が出ております第三者への業務委託でございますが、当面は、私どもはやはり広域化等による管理体制の強化ということを今回の法律でねらっているわけでありまして、当面やはり技術力の高い市町村が一つは対象だろうと思ふんです。

ただ、民間については、委員から御指摘がありましたように、官から民というその重要な観点でありますから、御指摘も踏まえまして、しつかり政令等について研究してまいりたいと思ひます。

○木俣佳文君 終わります。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

最初に、法案の中にもある水道事業の一部民営委託拡大が水道事業全体の民営化に道を開くようなことになることはないかというのを最初にお聞きしたいと思ひます。もう一点ですけれども、水道事業の自治体の責任後退になるようなことはないかというこの点を大変心配しておりますので、この二点についてまず最初に確認をしておきたいと思ひます。大臣にお願ひをしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 民営化にするということではございません。

もう一つ、何をお聞きいただきましたか。○井上美代君 もう一つは、水道事業の自治体の責任なんです、それが後退することはないかと

いうこと。

○国務大臣(坂口力君) それもございません。

○井上美代君 それを確認いたしましたして、先へ進みたいと思います。

国民が飲む水の大半というのが水道水に依存をするようになった今日、水道法の中にあります清浄にして豊富低廉な水の供給ということがいよいよ大事になってきているというふうに思います。この重要な課題なんですけれども、朝日新聞の四月七日の世論調査を見ますと、水道水をそのまま飲む人というのが五〇%いらっしゃるんですね。そして、そのまま飲まない人が四七%いらっしゃるんです。そのまま飲まない人はどうしているのかと見てみますと、沸かしてから飲む、そしてまたお茶やコーヒールにして飲むという人が多いということが推測されると報道してあります。

今回の調査では、家庭で浄水器を使っていると答えた人が全体で二九%いらっしゃるというところ、そのまま飲まない人の中で四七%あったということになるんですね。それで、大都市部の居住者に限って見ますと四五%が浄水器を使い、逆に今度は町村部では一七%という、こういう差がございます。

このように水道水に対して非常に不安を持っているためか、ペットボトルやそれからガラス瓶に入って売られている水、こういういわゆるミネラルウォーターと言われているけれども、これを買っているという人が三八%いらっしゃるわけなんです。特に大都市では五四%、東京だけだと六〇%を超えているわけです。ミネラルウォーターの利用は、日常使う水道水と比較すれば本当にわずかなことになるけれども、たくさんの方がそれを飲んでいらっしゃるということがはつきりしております。

そこで、ミネラルウォーターは安全かということなんです。安全かということなんですけれども、厚生労働省はこのような今日の状況をどういうふうにお考えになっているのか、また安全性というのがどのように確保されているのかというこ

とをまずお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

○政府参考人(尾崎新平君) ミネラルウォーターの安全性の關係について、私の方からお答えを申し上げます。

ミネラルウォーターにつきましては、食品衛生法によりまして規格あるいは基準というものが定められておりまして、そういうもので成分規格あるいは保存基準というものを設定しております。ほかに、製造基準といったものを、使用いたします原水につきましては、水道法で規定された水もしくは十八項目の基準に適合した水でなければならぬというふうにしておるところでございます。

この規格基準を満たさないミネラルウォーターの流通を防ぐために、ミネラルウォーターを製造する施設に対しまして都道府県等によりまして監視、指導、あるいは輸入品に対しまして検疫所によりまして輸入時のチェック、そういうことを実施しております。その安全性の確保について現在対策を進めているという状況でございます。

○井上美代君 ミネラルウォーターというのは食品衛生法で清涼飲料水として扱われております。現在、水源地の周辺環境も新たないろいろな化学物質などに汚染されているという場合があります。そして、さまざまな変化をしているんですね。そういうことで、メーカーというのは、原料水も熱やそしてまたオゾン、それから膜ろ過で除菌をしているというところで、水道水並みにやばり四十六項目というのを検査をして、そして安全性に万全を期していくべきだというふうに思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) このミネラルウォーターの原水の規格基準というのは、国際的な基準と同等の内容になっておりまして、御指摘のように、これまでのところ四十六項目ではなくて、現在十八項目でございますか、になっているわけでございます。ただし、水道水とはかなり違いまして、これは泉源地等の水を利用しているというよう

こともあって、今までも実態調査、水道水と同じ四十六項目についての調査をしたこともございますが、今までのところは全部合格をしていたというところでございます。

しかし、平成三年にやりましてからやっておりますので、ちよつと時間があいておりますから、もう一遍、最近こういう事態でございますから、またやってみないといけないかなというふうに思っております。

○井上美代君 やはりもう一度、四十六項目で調査をしてみたいというお話もありましたけれども、やはり水はそのまま飲みますし、子供も大人も飲みますし、その体力からすれば子供は小さいわけですね。だから、そういう意味でも私は、水については商品も相当ふえていますから、そういう点で検査が必要だというふうに思っているんです。

ミネラルウォーターの昨年、平成十二年の生産量を見ますと、一つがミネラルウォーター協会加盟の五十九社、これが五十二万五千六百九十九リットルというふうにあるんですね。全体、全体の四八・二%ですね。そして、全国清涼飲料工業会が十九万六千四百九十七リットル、こういうふうになって一八%、その他が一五・八%、それで輸入が一七・九%と、合計すれば百八万九千六百三十四リットル、こういうふうにあるんですね。

この検査が、例えばミネラルウォーターは四十六項目やっているんですけども、その他というのは、最低のところ十八をやっているか、やっていないかというふうになっているんですね。これでは本当に、今商品もふえているし、いろいろ水の飲み方も違ってきている中では困ると思うんですね。

一体これらのそれぞれの検査というのはどうなっているのかということをお答え願ひしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 今のミネラルウォーターにつきましては、特に泉源と申しますか原水

をとる際、その周辺環境というのは非常に重要でございます。まして、そういうところにつきましては、平成六年に当時の厚生省の方から各都道府県に通知をいたしまして、そういう環境汚染が起るような状況でないということを確認するようにというところで、都道府県等の監視、指導というものを強化していただくというふうな通知を流した、またそういう実際に監視、指導を行っていただいているというところでございます。

それで、今、先生お話しございましたように、ミネラルウォーター協会に加盟しておりますのが賛助会員等を含まして百社ございますが、そのところは、御指摘のように自主的に四十六項目についての検査をしておるというふうに私ども聞いておるわけでございます。

それ以外のところについては詳細は私ども把握していないわけでございますが、そもそも、先ほど大臣がお答えを申し上げましたように、水道水以外の原水を用いる場合の十八項目というのにつきましては、基本的には、そういう原水を用いた場合には当然自然的には、そういう原水を用いることで、例えばその検査項目についても、水道水は塩素によりまして消毒をするわけでございますが、そういうものから生じる物質を検査するとか、あるいは性状等も入っているわけでございますが、そういうものは当然クリアされているという考え方でございます。

それと同時に、国際的な基準に沿って私ども平成六年に、先ほど申し上げました原水の通知にしまして、同時にこういう当時のヨーロッパの規格基準というものに合致しますような形に改正をしたというところで、国際基準に合っている内容が現在の基準だという考え方を持っておるわけでございます。

そういうことで、私どもとしましては、大臣が御答弁いただきましたように、過去にこういう安全性については確認をいたしておりますけれども、そういうものについては、もう一度検査の内容等について検討したいというふうな考え

を持っていますところでございます。

○井上美代君　やはり今、例えばミネラルウォーターだけでも百社ということを書かれたけれども、五十九社ですとね、検査をしているというのは、半分ちょっとくらいしかしていませんし、ミネラルウォーターのすべてが自主的ではあるといけれども、やはりこの四十六項目できちんと検査をしてほしいというふうに私も思います。

ヨーロッパのことにつきましては、輸入品は、例えばヨーロッパの場合はEU基準というのがあってそれで信頼をしているということなんですけれども、これだつてEUの基準であつて、日本の基準とはやはり違いますので、だからそういう点で私は四十六項目でやるべきだということふうに思っています。

外国産のものというのは、やはり本来ですと抜き打ち検査をしているというふうに思うんですけれども、水についてはやられていないんじゃないかというふうに思っているんです。

例えば、これは話は違ふんですけれども、遺伝子組み換え食品なんというのがありますね。これは、外国においてこれはいいというふうになつていて、ところもあるんですね。しかしながら、日本ではこれはだめだというふうになつていて、日本人です。お母さんたちもこれについては非常に心配をしております。不安を持っております。

だから、外国の水準から見えていいといつても、じゃ、日本では認めていないのいいのかということがあります。私たちは認めることはできないというふうに思うんです。だから、たとえ抜き打ちであつてもそれを検査していただく、水道法と同じように四十六項目で検査をすべきだということに思います。

そして、ミネラルウォーター以外についても検査していないのがありますので、四十六項目でやるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。外国のものについても大変心配をしておりますので、抜き打ちでもやってほしいと

思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(棚屋敏悟君)　先ほどからミネラルウォーターについてのお尋ねがござりますが、今一点は、輸入されているミネラルウォーター、外国のミネラルウォーター等についてもどうなんだ、四十六項目に係る検査を実施すべきではないかと、こういう御指摘を一点いただきました。

先ほどから御答弁もしておりますが、輸入されるミネラルウォーターにつきましては、輸入時に検査所において食品衛生法に基づく製造基準あるいは成分規格に適合しているかどうか確認をしているところでございます。先ほど御答弁をしたとおりであります。

ミネラルウォーターに使用する原水については、必要に応じて現地調査を実施するほか、最初に輸入するときに必ず食品衛生法に基づく基準に適合しているかどうか確認をしているとともに、製品段階のミネラルウォーターについても、砒素あるいは鉛それからカドミウムなどの成分規格に適合しているかどうかを確認しているところでございます。

これも先ほど申し上げましたけれども、こうした基準あるいは規格というのは、国際的基準を策定しているコーデックス委員会が定めましたナチュラルミネラルウォーターの原水の基準と同等の内容となつておりまして、直ちに四十六項目の検査が必要であるとは今のところ考えていないわけでありまして。ただ、今後とも国際的動向を踏まえて、その安全性確保に万全を期していきたいというところでございます。

それから、水質基準四十六項目を使って抜き打ち検査をやれ、やつたらどうなんだという、これも厳しいお話をいただいているわけでありまして、今、国外のお話をしました。国内で製造されるミネラルウォーターにつきましては、施設基準あるいは水源の衛生確保の状況について確認を行った上で、食品衛生法に基づいて各都道府県等が営業を許可しているわけでございます。許可後の監視、指導においては、製造・規格基準が適切

に遵守されているか等の確認を行っているところでございます。

十一年度におきまして、ミネラルウォーターを含む清涼飲料水製造業六千六百七十六施設を対象に製造・規格基準等について年間六千六百七十四回、大体一施設一回であります。監視、指導及び取去検査を実施して、ミネラルウォーターについて監視をしておるという状況でございます。

そういう状況でございます。そんな流れの中で、これまでの実態調査結果から水道の水質基準を超えるような化学物質は検出されていないわけでありまして、委員の御指摘も踏まえて、今後ともこれらの監視、指導を通じてミネラルウォーターの安全性の確保に私も努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○井上美代君　今、外国のものとは国内のものがあつて、それと、特に外国のものは町で見えておるんですけれども、また外国のものも来ておるんですね。ヨーロッパあたりだとEU基準があるんですけれども、国内で基準をきちんと持っているのかどうかというところはつきりしない中で、今言われました六年に一応通達が出ていますので、ぜひそういう点でもきちんと、本当に安心して水が飲めるという状況をつくっていただきたいというふうに思います。

次に進みたいと思っておりますけれども、調査室が作成していただきました参考資料というのを読ませていただきました。その中に、平成十一年六月に水道基本問題検討会がまとめた「二十一世紀における水道及び水道行政のあり方」の中で、「過疎地の簡易水道等では、独立採算による経営が困難な場合がみられるが、そのような事業者に対しては、必要な国庫補助を行うことを検討すべきである。」と、こういうふうにしてあります。国として国庫補助を行うべきではないかというふうに思っているんです。

また、施設の老朽化に対応した施設の改築や改良に対する財政支援について述べていますけれども、

も、ここでも財政支援を行うべきではないかと、財政支援のことが書いてあるんです。財政支援を行うべきではないかというふうに思っておりますが、時間が迫っておりますので、短く御答弁願えるとありがたいと思います。

○国務大臣(坂口力君)　簡易水道のところもかなりまだ多いわけございまして、その簡易水道すらまだないといったようなところもございまして。非常に過疎地で大変水の必要となるところもございまして、そうしたところに対しては財政支援を今までも行つてまいりましたが、今後、国庫補助制度を活用して、簡易水道の広域化、あるいは統合できるところは統合していくといったようなことも含めて促進をしていきたい、支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、老朽化施設に対しましては、これは簡易水道施設の改良を行います事業、それから石綿セメント管でありますとか老朽管の更新事業、こうしたものにつきましても国庫補助を行つて、そしてできるだけ早く皆さん方の御要望におこたえをしていきたいと思っております。

○井上美代君　いずれにいたしましても、ぜひよろしく願いをしたいと思ひますし、何といつても水のことについては国民も大きな関心を持っておりますので、御答弁を実践してほしいと思ひます。

私は、続きましてダム建設と水道料金の値上げ問題について質問をしたいんです。

厚生省が補助金を出し、そして水道水用の目的を持つ多目的ダム建設に関して、二〇〇年度は九十カ所、二〇〇五年は七十九カ所の予算がついたというのを聞いております。ダム建設で旧建設省、厚生省は、都道府県などの自治体とも相談をして決定していると思ひます。

これらのダム建設計画は、十年以上前のバブル経済の真つ最中かその前に建設計画を立てたものなんです。そのため多くのダム建設が、使用する水の量そして人口増が過大見積りになって、

そして建設費が膨張し、そして計画時の水の使用量と現在の使用量とのギャップが生じ、それが水道料金値上げにはね返っております。これが各地で問題になっているわけなんです。

個々の例を挙げて質問したかったんですが、もう時間がありますので、まずお手元の資料に神奈川県宮ヶ瀬ダムに関連してつくられた「相模川水系建設事業の水利申請における各構成団体の水需要予測資料」というのを①で出してあります。

それを見ていただきますと、一九九二年の実績値、この実績値がほぼ大体同じぐらいの量で今日までずっと実際には推移しているわけなんです。当初つくった二〇〇一年の予測とは、予測はそこに書いてあるとおりなんですけれども、矢印をずっと書いていますよね、こういうふうにはなっていない、この差というのは六十七万立方メートルぐらいあるんですね。既に過剰になっているんです。こうした過大見積もりが水道料金値上げにつながっているということなんです。

それからまた、問題になっている山形県の月山ダムの建設と水道料金値上げ問題を具体的に取上げてみたいと思うんですが、山形県の庄内南部地域の鶴岡市ほか七町の庄内南部広域水道というのがありますが、これは一九八〇年に県が整備計画をつくりました。その計画では、二〇〇五年に一日に最も多く使う水量を十萬九千七百トンといたしました。しかし、一九九八年には一日平均使用水量は五萬一千四百一十トンと、うんと減ってきているんですね。しかも、工期が延び、ダム工事費が当初七百八十億円から一千七百八十億円と二・三倍に膨らんで、そしてダム負担金を含む広域水道整備費も当初の二百三十億円から四百七十五億円と二倍以上になりました。

この月山ダムは、厚生省も一九八一年度から二〇〇〇年度まで合計六十一億五千九百九十九万円の補助金を出しております。このように補助金を出しているんですけれども、鶴岡市をとってみますと、一世帯平均で約二千七百円水道料金を払っていた

んですが、それが約四千六百円というように一・七倍に水道料金は上がっているんですね。

これは本当にきょう例を出したのは全国のほんの一例なんですけれども、このように、水道行政のあり方で指摘していることも関連するんですけれども、県とともに国の過大見積もりによつて起こった問題だということに思います。地元では、過大見積もりの責任の一端を担う国もこの問題の解決のために協力をしてくれということをお願いしているわけなんです。例えば、建設費などの地元の自治体等の借入金の利子を下げる。これはバブルのころです。だから、そういう意味でこの借入金の利子を下げること。すなわち、高金利の借入金の低利へのいわゆる借りかえ、これをやらなければいけない。

水道料金の値上げを抑えるためにも、自治体からの要望の強い借入金の低金利の借入金への借りかえというんですか、借りかえが行えるように政府としてぜひ検討をしてほしいというふうに思っているんですけれども、大臣、その点いかがでしょうか。

○副大臣(棚屋敬悟君) 私の答弁不足がありました。後大臣が答えられるかもしれませんが、今、委員の方から庄内の南部広域水道の例をお示しいただきました。随分当初計画と違っているではないか、それが住民負担、利用者負担にはね返っているのではないかと、いうお尋ねをいただきました。

今の庄内南部広域水道整備計画、昭和五十五年に策定をして六十年に変更されたというふうに承知をいたしております。その段階におきまして、当時の水需給の状況について関係市町村等関係者の意見を踏まえた私は計画であつたのではないかと、いうふうに思っているわけですが、計画時点に比べて需要の伸びのおくれが見られるということが御指摘のようにあるのかもしれないが、それは、その時点において、将来の必要な水源として計画策定時において認識をされていたのではないかと、いうふうに思っております。

あわせて、委員の方から、ダム建設費の起債等その辺のものが利用者にもた水道料金としてはね返っているという、こういうお話もいただいたわけでありまして。

ダムを含めて多くの施設が水道事業には必要であるということでありまして、全体としてその施設整備に伴う起債の償還が水道事業者の負担となつていくということも確かにあるわけでありまして、私も地方行政を担当しているときに起債の借りかえとか随分働きかけをしたことがあるわけでありまして、確かにその部分が、水道事業者における支払い利息の占める割合がだんだん大きくなつていくというところはあるだろうと思ひます。

できることはしていきたいと思ひておりますが、厚生労働省といたしましては、水道事業、健全な経営を支援するという観点からどうした対応が考えられるのか、関係者の御要望もいただいておりますから、検討を続けていきたいというふうに思っております。

○井上美代君 最後に、資料の二枚目に「宮ヶ瀬ダム及びその関連事業」というのを出しております。

宮ヶ瀬ダムというのは、全国で最大規模のダムです。平成十二年九月、全事業費九千六百億円の経費がかかっているんです。専用工事費が三千四百七十七億八千六百万円、そして建設の利子が、これは驚くんですが、一千三百七十五億九千二百百万円です。利息だけで全体の四・三％を占めております。これが水道料金にはね返っているのです。

これによつて二〇〇〇年度には横浜市は企業団の分担・負担金増が五十億円になりました。去年、一三・四％水道料金を値上げいたしました。川崎市は、負担増は約二十二億円になりました。来年度値上げが今問題になろうと思ひます。借りかえは、私、もう大変急がれるというふうに思ひます。

高金利の負担は住民側にはね返ってくるのです。厚生労働省だけではなかなかできない問題かもしれないけれども、私は、政府として借りかえを決断すべきだ、というふうに思ひてゐるんです。

す。大臣に頑張つてほしいというふうに思ひます。答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) これは恐らく、十分に存じませんが、各省庁がかなり関係をしていることであらうというふうに思ひます。よく相談させていただきます。地元の皆さん方にできるだけ負担が少なくて済むような方向があれば、それは検討しなきゃならないと思ひます。

○井上美代君 ぜひよろしくお願ひいたします。それでは、終わります。

○大脇雅子君 水道法改正の趣旨について確認的にお尋ねをいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕
水は命を支え、はぐくむ、代替のきかない生物生存のための基礎的な資源である。こうした特性によつて水質の安全管理や水源・水質の保全、水量、料金などについては高い公共性が求められるというところは言うまでもありません。

日本の水道事業は、明治時代の水道布設当初から営利主義を排して公益優先を原則とし、社会基盤整備の重要な柱として位置づけられてきた。いささかありますが、水道法制定後もその原則は維持されて、現在九六・三％という高普及率の達成と良質な水を安定的に低廉に供給するという水道行政の目的をそこに置きながら努力をされてきた。

しかし、今回の改正に關しまして一部マスキミで水道事業の民営化の報道がされたということについては、多くの国民が不安を抱いたと推察されます。水道事業というのは今後とも現行方針を維持すべきであると考えますが、厚生労働省が考えている法改正の趣旨を確認させていただきたいと思ひます。

○副大臣(棚屋敬悟君) 委員御指摘の今回の法改正の趣旨であります。我が国の水道事業の経緯というものは今委員が述べになつたとおりでございます。現行の水道法では、水道事業は原則として市町村が経営をするという位置づけがされてゐるわけでありまして、現に大部分の水道事業は市

町村等の地方公共団体によって経営をされているという実態でございます。

今回の法改正におきましては、浄水場の運転管理あるいは水質管理などの技術力を要する管理業務について外部の者に委託できるようにするものでございまして、水道事業自体の市町村経営原則というものを変更するものではないというふうに考えております。

○大脇雅子君 第三者業務委託制度の導入について、次にお尋ねをしたいと思います。

全国約一万五千事業者と言われておりますが、この大半を占める中小規模の事業者というのは経営基盤が脆弱で、管理体制や管理技術の弱さというものがつながつております。有害化学物質混入とかクリプトスポリジウムの発生など、新しい汚染除去対策に果たして対応できるのであろうかということが考えられます。高度処理技術を持つ事業者への業務委託あるいは統合が促進されるのではないかとということが予想されます。

したがって、広域化の手法として導入される第三者委託制度、この第三者とは一体どのようなものを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(篠崎英夫君) ただいま副大臣が御説明をしたことと少々異なりますが、今回の法改正におきましては、浄水場の運転あるいは水質管理などの技術的な業務を外部の者に委託できるようにしようとする。そのための委託先の要件ですとかあるいは受託者の責任などに関する規定を設けまして、業務委託に関する仕組みを整備しようというものでございます。

そういうわけでございますので、現時点では高い技術力を持つ他の市町村等の水道事業者が一番想定されるということでございますが、民間業者もこうした業務を確実にできる能力を有する場合にその対象となるというふうに考えております。

○大脇雅子君 委託する場合の委託基準の内容といたしましてはどのようなものか、具体的にお示しいただけるでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) これは、業務を委託する場合の基準は政令によりまして定めることといたしております。そして、委託の対象となる技術上の業務は水道の適正な管理にとつて極めて重要な業務でありますので、適正な委託を担保するため、水道事業者において遵守すべき内容を定めております。

具体的な中身でございますが、委託者と受託者の責任分担を明確にするために必要な事項を書面による契約で定めることといたしております。この中には、先ほど御質問もございました再委託の禁止なども含めることといたしております。

○大脇雅子君 水道事業の統合についてお尋ねをしたいと思っております。

事業の統合の手法が簡素化されて、さまざまな形態で水道事業の統合がさらに進むこととなります。しかし、水道事業の多くが地形的な要因を含む独自の成り立ちとか固有の水源とか需要構造を持つております。こうした地域の特性を考慮しながら固有の水源等を活用していく知恵と工夫というものが必要になると思われまします。統合を進める場合には、自己水源を放棄させないなどの諸点について一定の基準が必要と考えますが、厚生労働省の所見はいかがでしょう。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今回の法改正による許可などの手続の簡素化についてでございますが、水源の変更などを伴わない単純な事業の統合を対象としたしております。この場合には、今御指摘のございましたような自己水源の放棄などの問題は生じないのではないかと考えております。

一方、水源の変更などを伴う場合には、従来と同様に事業の変更許可を受ける必要があります。ことから、厚生労働省といたしましては、計画的かつ合理的に適切な形で統合が行われるように指導してまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 実際に統合が進んでいく場合に、住民に対する情報公開と説明ということを基本とし、住民の意思確認や住民の納得する意思の確

認、さらには取り残される事業者が出ないような配慮が前提となるべきと考えますが、厚生労働省としては、各事業者にとどのような情報公開をし、指導を徹底していくのかという点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 水道事業の統合につきましては、それぞれの地域の実情に応じて検討されるべきものというふうに感じておりますが、基本的にはそれぞれの水道事業者の責任で当該地域の住民の理解を得ながら適切に行われるべきものというふうに考えております。

お尋ねの今回の法改正におきましては、利用者である住民に対する適切な情報提供を水道事業者の責務として位置づけておるわけでございまして、この中で、水道利用者に対して水道事業に関するいろいろな情報を提供して理解を深めていただくことを目的といたしているわけでござい

ます。そのようなことで、具体的な中身については今後検討するわけでございますが、先ほど来御指摘がございまして、住民が利用者として一番求めているようなものを情報公開の対象として位置づけていきたいと、このように考えております。

○大脇雅子君 水道水源の汚染の現状についてお尋ねしたいと思います。

今回の法改正が必要になった要因の一つである水道水源の汚染、これに関して現状はどのようなものでしょうか。

住民の飲み水を守る条例とか要綱というのは全国百八十一の市町村が設けているというふう

に新聞に報じております。産業廃棄物の処理施設とか最終処分場を規制するというのがよくよくして条例の課題となってきたということが言えるわけですが、現状はどのようなものと把握しておられるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君) 水道水源の水質状況は、認識といたしましては、全国的に悪化しているという状況にはございせんけれども、水道水源から病原微生物であるクリプトスポリジウムが

検出される問題ですとか、あるいは今御指摘ございました地下水から有機化学物質が検出されるなどの問題が発生しているという認識をいたしております。また、改善傾向にはありますけれども、水道水のカビのにおい、異臭味といったものが、そういうものの被害も例年発生している状況というふう

に認識をいたしております。

○大脇雅子君 ぜひそれらは各省庁が連携して、水源の汚染のいわゆる原因を断つということをぜひ施策として盛り込んでいただきたいと思うわけ

です。

今回、水道法の適用範囲が拡大をされて、学校とか病院とか飲食店、スーパー、ホテルなど不特定多数が利用する水道の規制が行われるということとあります。給水人口が百人以下が一日最大給水量が一定を超える施設に關してその規制の網はかかるわけですが、大体この一定量というのはどのくらいのことを考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 給水能力が一日当たり二十立方メートルを超えるものというよう

か、お尋ねをいたします。

○政府参考人(篠崎英夫君) 貯水槽水道の件でございますが、ただいま御質問にございましたが、その供給規程に定めるべき基本的事項につきましては、厚生労働省令により示すこととしたいと思っております。

この省令におきましては、設置者の責任に関する事項といたしまして、検査の受検や水槽の清掃など貯水槽水道の管理責任などがござります。それから、水道事業者の責任に関する事項といたしまして、水道事業者の設置に対する指導、助言などを規定したいと考えております。また、水道事業者における供給規程の策定に關しまして、必要に応じて知見の提供などの私どもの方からの支援も行つてまいりたいと、このように考えております。

○大脇雅子君 今後の水道行政のあり方について、三点お尋ねをしたいと思います。

まず、水資源に恵まれてきた日本でも、近年の環境破壊に伴いまして水質が悪化して、それが甚だしいということは言われております。現在、百二十項目に及ぶ水質基準検査項目というのは、今後WHO基準にも合致するよう、さらに拡充していく必要があると考えるのです。

安全で安定した水の供給確保及びそのための自然環境保全ということは、限りある資源として水を大切に循環させる節水型社会への転換なくしては実現しがたいと思います。情報公開とそれに基づく住民意思の反映システムの確立あるいは住民の水行政への主体的参加というのは、節水型社会への転換の基本的な要件となるもので、経済効率のみを考慮した民間業者への業務丸投げということは、国民の共有財産である水を単なる商品として流通消費させるだけとなり、問題が起きた場合に住民の意思が反映できなくなるおそれがあります。

住民、行政双方の意思疎通を基盤とした水循環社会の構築のために、現行の水道事業者に対しては今後とも国の支援を継続させるべきだと思います

が、大臣の御所見はいかがでしようか。

○副大臣(梶屋敬悟君) 今お話をいただきました節水型社会、住民参加による節水型社会というようなお話もいただきましたが、いずれにしても、水循環社会を構築するという委員のお話でございますが、そのための国の役割というお話をいただいたわけでございます。これまでもそうした観点から施設整備に対する国庫補助あるいは各種の対策指針等の提供によりまして技術的な支援に国としても努めてきたところでございます。

今後とも、国民の方々が安心をして水道水を利用できるように、水道事業者に対する必要な支援に国としても最大限努めてまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 そうした水道行政を環境省の所管にすべきではないかという主張を私どもの政党はしたことがござります。土地政策には土地基本法、農業には農業基本法、森林には森林法、同様にやはり水基本法を制定する必要があるのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

フランスにおける一九九二年の法律では、これは新しい総合的な水管理の仕組みを定めた総合的な水法が行われております。あらゆる表流水や地下水さらには領海内の海水のすべてを対象とし、水質や湿地の保全、水資源の開発、水道水源の保全、運河や航路の利用などの状況もすべて含んで、水は国民の共通の財産であるということ

を述べて、水の総合的な管理を分権化された地方自治体で流域単位で組織化をして行うというようなこと、あるいは流域レベルの基本計画をつくるというような形で法制化がなされているということ

を少し調査しまして、日本でもやはりこうしたものを総合的な水対策に関するすべての包括的な法律を一本化させる必要があるのではないかと

いうふうに思います。水道行政を所管する立場から大臣の御所見を伺いたいと思います。

○副大臣(梶屋敬悟君) 後ほど大臣からもお話があると思いますが、これは先ほど出た話で

あります。

新しい水基本法という法律あるいはその行政組織を再編して一括した体制というような御提言でございますが、その目的としては、やはり安全で良質な水道水を供給するためには、水源となる流域において水質を初め水環境が適切に保全をされ、健全な水環境系が構築をされていくことが重要だということに私どもも感じているところでございます。

先ほどお話がございましたが、大臣からも五省庁九部局から成る関係省庁連絡会議を設置して取り組んでいるというお話を申し上げました。御提言の新しい行政組織の編成と、あるいは新しい法律ということについては、政府全体にかかわる難しい問題でございますが、関係省庁連絡会議等を通じて、よりよい総合的な施策の推進が図られるように私ども厚生労働省としても努力を続けてまいりたいと、このように考えております。

○大脇雅子君 水道事業を新たな市場と見て大資本などが参入してくるという図式で、民営化が世界的な潮流となつてきています。民営化は確かに経営効率の手段という視点で有益ではありますけれども、かえつて事業者への負担や利用者のサービス低下につながるさまざまな課題もあります。

今法改正を実施あらしめるためには、政省令等の検討の際には関係団体とも協議し、国民が求めるニーズに十全に対応できるよう対処をぜひお願いしたいと思ひます。大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) どうも各方面にわたります建設的な御意見をいただきました、ありがとうございます。

とりわけ、きょういただきました中で、貯水槽の水道につきましては供給規程の目安などを省令で示すことができないかというお話もございました。これもやはり省令で示すことができればというふうに思っているところでございます。

それから、水基本法のお話もございましたが、五省庁それぞれ担当いたしましたしておりますが、総合的

に水の問題を見なければならぬことはもう御指摘のとおりだと私も思っておりますが、これを一つの法律にうまくまとめることができるかどうかというところは、なかなか難しい面もあるのかもしれないという気もいたします。しかし、御趣旨は私はそのとおりであるというふうに思っておりますが、今後少し勉強させていただきたいというふうに思います。

そして最後の、水道関係者でございますとかあるいは消費者団体でございますとか、こうした皆さん方にもこの法案をつくるに当たりましてはいろいろ御意見を賜つてまいりまして、そしてまとめさせていただいたところでございますが、これからは関係します各種団体の御意見も十分にいただきますが水行政というものを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

水の問題は、いずれにいたしましても、最初に御指摘いただきましたとおり人間生命の根幹にかかわる問題でございますし、大変大事な問題だというふうに思ひますだけに、総合的な見地で見えていく視点と、そしてきめ細かく見ていく視点と両方がやっぱり必要だというふうに思う次第でございます。

私たちもここで毎日このお水をいただいておりますが、この水大丈夫かなと思ひながら毎日いただいているわけでございますけれども、水とはもう本当に切っても切れないわけでございますから、御指摘いただきましたことを十分尊重させていただきます。これから頑張りたいと思つております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひいたします。短い時間ですけれども、早速まいりたいと思ひます。

今回の法改正におきまして、公営を基本としながらも具体的なやり方については選択肢をふやして多様性を持たせていくことですけれども、やはりいろいろと資料を拝見させていただきまして、関係者の間からは水道事業の民営化に関心が集まっているように感じます。一方、国民的な視

点から見ても、水、水道というものは毎日の生活には欠かせない。ただいま大臣も、ちよつとこの水丈夫かいなというようなお話も出たんですけれども、大変我々は安心をしていたいているわけです。以前に僕もフランスへ行つたことがあるんですけれども、ガソリンより水の方が高いという、本当にびっくりいたしました。

その関心は大変なものだといふ生活でも皆さんは思われているわけですが、その関心事としては、水質の安全性であつたり水道料金、さらに災害時の水の確保といったことではないかなといふふうに僕自身思つておりました。ただ、そういった関心を持っているにいたしましても、なかなかそうした生活者の声というものは出てきにくいと申しますか、水道事業者との距離が開き過ぎているのではないかなといふふうに、そういうふうな印象を持つわけです。

そうした中で、例えば神奈川県県営水道では、水道料の一部で水源地域となつておられる山梨県の森林整備に参加をしていられるとお話もお伺いいたしました。自治体住民がお互いに水資源について考え、そして具体的な取り組みを行つておられるわけですが、これは本当に大変すばらしいことだといふふうに思いました。今後、さらに住民に対する情報提供というものが大変に重要になつてくると思います。また、住民の声をできる限り取り入れていくという努力がこれまた大変な重要なことではないかと思ひます。

まず第一問目は、今の質問に対して大臣から御答弁をいただいて進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(坂口力君) 水の問題は、それが山の水であれ海の水であれ非常に循環をいたしておりまして、我々は海の水をただ単に塩水だといふふうにとらえておられますけれども、しかし、これはその上流から流れてまいります水の状況によつて海の状態も違つてきています。そこに魚が生息できるかどうかはその上流の水いかんによるというふうなことで、海の皆さん方が最近山間部の植林

に従事をされるというふうな状況になつてまいつております。また、山間部の皆さん方が、上流の水を守るためにはやはり下流の皆さんの生活様式やあるいはまた海の状態を勉強し、その状況を知らなければならぬといふふうに思われるようになりまして、大きな関心を寄せられるようになってきたといふふうなことで、最近の動きは、そうしたことで総合的に水循環といふものを見ていこうという方向になつてきていることを大変いいことだといふふうに私も思つております。

神奈川県でございませうか、今挙げていただきましたけれども、非常にすばらしいお話だといふふうに聞かせていただいたところでございませう。

全体にみんながそうした気持ちになつていけるように、やはり厚生労働省としても地域の皆さん方と一体になつた取り組みといふものをしたいかなければならぬといふふうに思つておりますし、そういう気持ちで大事にした水行政といふものをやつていかなければいけないといふ決意をしているところでございませう。

○西川きよし君 ありがとうございます。

もう今も不思議だと思ひます。こうして皆さんお水をいただいているわけですが、これも安心して我々はおいしくいただいて、そして今も紅茶の方を私はいただいているわけです。

今度は本当に具体的なお話をお伺ひしたいんですが、今後の施設整備と申しましうか、水道の現状の課題ですけれども、老朽化施設の更新等問題がございませうけれども、その現状についてまず御説明をお願いいたします。

○政府参考人(篠崎英夫君) 水道の普及率は昭和四十年代から五十年代にかけまして飛躍的に伸びたわけですが、この間に整備をされた浄水場それから送配水管は建設または布設後、相当長期間が経過しているところでございませう。

現在、水道施設の更新に対する国庫補助や耐震化などを促進する観点から、石綿セメント管、こ

れは一番送水管の長いところでございませうが、などの更新事業に対して国庫補助を行つているところでございませうが、現状を申し上げますれば、九六%まで普及をいたしました水道につきまして、今老朽化が大変進んでいるという状況だといふ認識を持っております。

○西川きよし君 この施設の整備につきまして、これまでの審議会の議事録も読ませていただきましたが、政府側の御説明によりますと、今回の提案は水道法の中のソフトの部分であつて、施設整備といふハードの部分についてはむしろ財政面の問題であると、このようにおっしゃつておられるわけですが、改めてこれは副大臣に御答弁をいただきたいと思ひます。

○副大臣(榎屋敬悟君) 生活環境審議会水道部会のお話をいただきました。

今回の水道法の改正は言つてみればソフトといふことでありまして、具体的には、先ほどから話が出ておりますが、水道事業者の広域化を促進するといふこと、あるいは業務を委託できる仕組みを導入するといふことによりまして、一言で言えば水道の管理体制を強化するといふことになるんだらうと思ひます。この水道事業者の管理体制の強化が図られるといふことによりまして、今出ておりました老朽施設の更新、あるいは高度処理の導入なども推進されることになるのではないかと考えております。

ハード面といふと、もちろんこの審議会の中で、財政面では国の補助あるいは地方の税制、さらには利用者の負担、利用料といふことになるわけですが、そういう議論は議論として、今回水道の管理体制を強化することによりまして、ソフトを重視することによつて水道事業を充実していこうといふことでありまして、もちろん現行の国庫補助制度を活用しながら、このような必要な施設の整備等は推進をしていくといふことだといふふうに理解をしております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

しては水道の普及に重点を置いてきたと思ひますが、更新などへ補助金等々をシフトしていくためには、これまでと違つた政策の柱を立てていかなければならないといふふうに思ひます。この点についてはいかがお考えでしょうか。

そしてまた、そうした予算をどのような方法で賄つていくのか。こういう点についても、国の補助金か、地方税を充当するとか、あるいは利用者等々なのか。この財源の負担について、もう一度副大臣に御答弁をいただきたいと思ひます。

○副大臣(榎屋敬悟君) 水道施設の更新ということ、今までの普及から更新ということにシフトすべきではないかというお話でございませうが、耐震化などを促進する観点から、先ほども出ておりました石綿セメント管あるいは老朽管等の更新事業を特別に国庫補助の対象としていられるところでございませう。

(理事 亀谷博昭君退席、委員長着席)
水道施設の老朽化は年々進んでいるわけですが、いまして、安全な水を安定的に供給するために、より一層計画的に、委員の御指摘のように改築、更新が進められるよう努めてまいりたいと思ひます。おるところでございませう。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

これまでの議論にもございましたように、こうした施設整備につきましては、これはしっかりとした整備に関する計画の目標をつくつていただき、そしてその目標に向けた国と自治体との取り組みが必要ではないかなと、こういうふうにお話しておりますけれども、また一般にももちろんそういった声が強いわけですけれども、この点については引き続き副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(榎屋敬悟君) 先ほどからこれからの流れについてのお尋ねをいただいているわけですが、先ほどの御指摘もあわせて、水道事業者において施設の改築、更新等の施設整備に関する

必要な投資を計画的に行っていくということは極めて重要だというふうに思っております。

厚生労働省におきましては、平成三年に二十一世紀に向けた水道整備の長期目標というものを策定しまして、水道事業における施設整備の基本的な方向を示すことによりましてその計画的な施設整備を支援してきたところでございますが、今後、委員の御指摘も踏まえて、施設の老朽化の進行も踏まえた新たな方針について、指針について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西川きよし君 短い時間で、もう最後の質問になつてしまいましたが、最後には私も鉛管の対策について伺いをしたいと思います。

鉛の水質基準については、平成十五年に現行の〇・〇五ミリグラムから〇・〇一ミリグラムに強化をされるという、先生方からお話が出ましたんですが、そういうふう強化される予定だと。各家庭におきましては、この鉛管を交換する場合に多額の費用がかかると木俣先生の方からのお話もありました。公道だけでも二十五万程度かかるというふうなこともありますし、それは各自の負担でやむを得ないという考え方と、あるいは水道事業者によって取りかえるべきではないのかと。

このあたり、自治体としても大変難しい問題となつてくると思うわけですが、この点やはり国として何らかの支援というものを、先ほど局長も答弁されておられましたけれども、支援というものを求められてくるのではないかなというふうに思うわけですが。

最後に、この鉛管対策について御答弁を最後も副大臣にいたしまして、質問を終わりたいと思っております。よろしく願います。

○副大臣(棚屋敏博君) 先ほど木俣委員からも提起された問題であります。

約八百万世帯ということでございますが、大きな数でございます。一定の割合でございますが、これを十五年の基準の改定に向けてどう取り

組むかということでございますが、今、委員からお話がありましたように、私有財産ということでもありますから、これを取りかえるということについては時間もかかるということでございます。

しかし、それは委員からも御指摘のように、待つていくわけではありませんが、厚生労働省といたしましては、基本的には水道事業者がどう取り組んでいただくかということになろうかと思いますが、鉛管の取りかえを促進する水道事業者の取り組みをぜひお願いしなければなりませんし、先ほどPH調整という話もありました。それから、朝一番の水は飲用以外に使つていただくこと、こういう広報も実施をするということも指導してきたところでございます。

今後とも、水道事業者に対して利用者への情報提供をしっかりやっていただくこと、今回の法改正も踏まえてやっていただくこと、こう考えているわけでございます。水道事業者が各家庭における給水管の取りかえを促進するのに必要な情報を提供するよう、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにしつかりお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○西川きよし君 どうぞよろしく願います。

○黒岩秋子君 さきがけ環境会議の黒岩です。

実は、きょうは皆さんからのいろいろなお話を伺いまして、水基本法の策定の重要性など私も大変認識させられまして、大臣の御答弁の方でもそちらの方を向いていらつしやるようなので、ぜひそういう方向で努力していただきたいと思つておりました。

私は、今回、まず水道料金の問題から問題を出してみたいと思つております。

私の住んでいます新潟、大和町という町で、ダムの水から水道をとるようになったことによりまして料金がほぼ二倍にはね上がりました。しかも、水はおいしくなくなつて、今、大臣おっしゃったように、この水大丈夫かなという感じで、大臣がそんなことをおっしゃつていいのかわからないが伺つておりましたけれども、本当に大

丈夫かなという感じで、家庭用の浄水器が普及しております。これだけ家庭の中で浄水器が普及するということは、もしかしたら浄水器会社の利益のために水をまづくしているのかと思うほど、水の問題というのはみんなの中心の関心の問題になつております。

それで、このダムの水によってなぜ高くなるのか。これについて調べたところ、地下水を使つてるところが極端に水道料金が安くて、ダムを使つてるところはとて高い。その格差たるや七対一ぐらいになつてしまつていて、その差を発生しました。ダムの水源に対しては手厚い補助金が出てくるにもかかわらず、味がおいしくてさらに安いという地下水についての補助が出ていないというのはいかなるものでしょうか。このことをお伺いします。

○国務大臣(坂口力君) 地下水というのは、一般の飲料水の中でも特にすぐれた飲料水として皆さんから重宝がられていることは事実でございます。

地下水でありますとか、それから今まで過疎地あたりでありますとか、河川から水をとるまして、そしてそれを飲料水に使つたようなことをやつておりました。しかし、それではなかなか追いつかないと申しますか、足りないというふうなことで、ダムをつくるという方向に向いていったんだらうというふうに思いますが、そこには御指摘になりますようにかなり大きな補助金が出されてきた。地下水の方はじゃゼロかといふと、ゼロでもないんです。例えば、簡易水道の整備に際しましての水源になります井戸を整備する場合でありますとか、湧水時の水源の井戸を整備する場合でありますとか、こうしたものにつきましても補助金というものは出ているようでございますが、しかし御指摘をいただきますように、非常に限定をされた分野で出ているということも事実だと思ひます。

地下水は可能な範囲でこれは利用をさせてもらいたいわけでございますが、それじゃとことん利

用していいかといへば、これは利用できる範囲というのとはどんなに利用してもいいというわけではないんだらう。利用し過ぎないようにしなきゃならないし、そしてそれはしかし利用もさせてもらいたいという範囲のものだらうというふうに思ひます。それだけにこの地下水というものを、ここに補助金を出してダムのように大々的にこれを使ひ切つてしまつていくことはいけませんけれども、これは一つの限度を設けて地下水を利用するというのは、共通のこれは財産でありますから、そういうふうにしていくことが大事。それに対して補助金をどうするかということは、御指摘のようにもう少し考えていいのかもしれない、そんなふうにも聞かせていただいたところでござい

○黒岩秋子君 そのようにお考えいただければうれしいと思ひます。

実は、地下水をくみ上げる問題では、私も雪国においては消雪パイプといつて雪を解かすために使つて、うちの隣の町ではもう六十センチ近い地盤沈下が起こつております。そのために大変問題になつておりますけれども、むしろ東京あたりでは、地下水をとらないために地下水があふれて地盤が上がつてしまつていてということ、東京駅が大工事をしたということも聞いております。そういう意味では、やはり余りにもダムの水に頼り過ぎたために地下水をとらな過ぎて、それによつてむしろ地下の中では汚染が広がるといふこともあるわけで、今、大臣おっしゃつたように、ある程度地下水をくみ上げることが何にとつても必要なわけですから、そういう方向にもつとていっていただきたいと思います。

それからまた、地下水の汚染ということについても、土壌の汚染の規制が弱いという話がありますが、これを、このことについて、地下水の安全を保全するためにはどのような対策をおとりなんでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 汚染対策というの

は、厚生労働省だけではなくて他省庁とも協力をしながらやっていかなければならない問題でございますが、私どもといたしましては、地下水を水源とするような場合におきまして、それを浄水処理においていろいろな問題、例えば原水中のトリクロロエチレンなどを除去するような処理方法が必要でございます。

厚生労働省といたしましては、浄水処理を行うこのような地下水源に対するものでも高度浄水施設を整備する場合には、その整備費を国庫補助対象とするなどいたしまして、その水道水の安全性確保の対策としていくという状況でございます。

○黒岩秋子君 東京都三鷹市や長野県岡谷市などでは、汚染された水道水源の井戸に除去装置を取りつけて、地下水を浄化して水道水として利用しているそうです。こうした地下水汚染除去施設への国の補助金、今もつけていると言われたわけですから、こういう地方自治体に対して補助金とかはどのような形で出されて、今年度の予算はどのぐらいになっているのでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 御指摘の件につきましては、平成十三年度の予算におきまして高度浄水施設整備費、これは全体でございますが、百六億円を計上して水道事業者に対して積極的な支援に努めているところでございます。

○黒岩秋子君 最後に、塩素では死なないクリプトスポリジウムについてお伺いしたいと思っております。

この問題は最近かなり大きな問題になっていて、今までも皆さんがおっしゃっていましたけれども、この対策として国は膜処理という方法に補助金をつけていらっしゃるそうですけれども、もっと安価な処理方法とされる緩速ろ過浄水に補助金をつけていないのはなぜなのでしょう。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今御指摘のそのクリプトスポリジウムの除去のためには、急速ろ過法、あるいは今先生御指摘がありました緩速ろ過法、そして膜ろ過法等がございますが、いずれの場合でも補助対象というふうにいたしております。

す。

○黒岩秋子君 何年か前までは膜処理のところだけしか補助金を出していなかったものではありませんか。

○政府参考人(篠崎英夫君) そうです。厚生労働省といたしましては、平成九年度から例えばクリプトスポリジウム対策として施設整備に対する国庫補助を行ってまいりました。その対象は、今御指摘のように平成九年度からは膜ろ過法のみでございましたが、十一年度補正予算から対象拡充をいたしました。その対策に有効と言われております緩速ろ過法もその対象として追加したところでございます。

○黒岩秋子君 それを聞いて安心いたしました。今まで皆さんがいろいろおっしゃってこられたように、本当に水というのが人間の命にとって根本的な問題ですので、今後、先ほど大脇議員がおっしゃったように、環境省の方に移管したらどうかというようなことも含めて、関係省庁の皆さんで水基本法というふうなものがつくれる方向で、日本の水は安全だということまで持つていったいただきたいと思っております。

これで終わります。

○委員長(中島眞人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

水道法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(中島眞人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田君。

○柳田君 私は、ただいま可決されました水道法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産

党、社会民主党・護憲連合、二院クラブ・自由連合及びさきがけ環境会議の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、流域における健全な水循環の視点から、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、関係省庁との連携を強化しつつ、水環境の保全・再生に資する施策の充実を図ること。

二、環境への負荷を低減するため、節水型社会に向けた施策を積極的に進めるとともに、合理的な水需給計画とすること。

三、水道施設の老朽化や震災等への対策を充実する観点から、水道施設の更新が適切に行われるよう、技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。

四、近年の地下水汚染の進展やクリプトスポリジウム等の新たな病原性微生物、環境ホルモン等に対応するため、水道水質基準に係る国際的な動きも踏まえつつ、水質検査技術の向上と水道水質基準の強化・拡充に努めること。

と。また、鉛の水質基準については、早期に見直すとともに、その達成に向けて技術的な支援や的確な助言の提供を行うこと。

五、貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実を図るとともに、水道事業者及び利用者が積極的に関与できる体制づくりについて検討を進めること。

右決議す。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(中島眞人君) 全会一致と認めます。よって、柳田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたします。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、確定給付企業年金法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました確定給付企業年金法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化しており、公的年金に上乗せして給付を行う年金制度につきまして、このような変化に対応することが要請されております。

この法律案は、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに制度の整備を行うもので、これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自主的な努力を支援する仕組みを整備するものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説

明申し上げます。

第一に、確定給付企業年金は、事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結するか、または事業主とは別法人の企業年金基金を設立することにより実施することとしております。

第二に、給付は、加入者が老齢になった場合及び脱退した場合に支給するものとして行われるほか、障害を負った場合または死亡した場合にも支給することができるとしてあります。

第三に、加入者の受給権保護等を図る観点から、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、約束した給付に見合う積立金を積み立てなければならぬものとするとともに、企業年金の管理または運営にかかわる者の責任や行為準則を明確化するほか、年金規約の内容を従業員に周知し、企業年金の実施状況について加入者に情報開示することとしてあります。

第四に、確定給付企業年金相互や、厚生年金基金、確定拠出年金との移行ができることとしてあります。

最後に、確定給付企業年金に係る給付、掛金及び積立金について、各税法で定めるところにより税制上必要な措置を講ずることとしてあります。

なお、この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十四年四月一日としてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきまして衆議院において修正が行われたところであり、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いを申し上げます。次第でございます。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員福島豊君から説明を聴取いたします。福島豊君。

○衆議院議員(福島豊君) 確定給付企業年金法案に対する衆議院における修正部分につきまして、

その内容を御説明申し上げます。

修正の内容は、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対して行う業務の概況についての情報提供を受給者に対しても同様に行うよう努める旨の規定を追加するものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(中島眞人君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第二三九八号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第二三九九号)

一、男性助産婦導入反対に関する請願(第一四〇〇号)

一、視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願(第一四〇一号)

一、中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願(第一四〇二号)

一、保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願(第一四〇七号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一四〇八号)(第一四〇九号)

一、視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願(第一四一〇号)

一、障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願(第一四一一号)

一、中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願(第一四一二号)(第一四一三号)

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保

障の拡充に関する請願(第一四一四号)(第一四一五号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一四一六号)

一、中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願(第一四一七号)

一、業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願(第一四一八号)

一、マッサージ診療報酬の引上げに関する請願(第一四一九号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一四二〇号)(第一四二一号)

一、じん肺根絶に関する請願(第一四二二号)

第一三九八号 平成十三年五月十四日受理

将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願

請願者 広島県甲奴郡上下町字上下八一三ノ一 中田一男外五千名

紹介議員 亀井 郁夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三九九号 平成十三年五月十四日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 島根県出雲市小山町二二五ノ一 鎌田憲男外三万九千名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四〇〇号 平成十三年五月十四日受理

男性助産婦導入反対に関する請願

請願者 茨城県日立市川尻町六ノ四七ノ一 関根俊美外千五百二十名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第三三〇号と同じである。

視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願

請願者 京都府長岡京市八条が丘二ノ五ノ一五ノ四〇四 井上正外千六百五十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第一四〇二号 平成十三年五月十四日受理

中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区阿久和南四ノ八ノ一ノ三二〇六 伊藤美知子外六百十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四〇七号 平成十三年五月十五日受理

保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 島根県八束郡島根町野波三二〇角田敏子外九百八十八名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第一四〇八号 平成十三年五月十五日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 名古屋市長区猪高町上杜井堀二五ノ一 加藤真知子外二百四名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四〇九号 平成十三年五月十五日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 群馬県前橋市力丸町四二二 峰岸通外三万三千名

第一四一〇号 平成十三年五月十五日受理
視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願
請願者 横浜市青葉区すすき野二ノ三ノ一
〇ノ二〇一 藤沢貞恵外六百六十三名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第一四一一号 平成十三年五月十五日受理
障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願
請願者 長野県上田市上室賀三三三 白鳥
隆夫外九百八十七名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第一〇〇三号と同じである。

第一四一二号 平成十三年五月十五日受理
中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願
請願者 横浜市栄区長沼町三三四ノ六ノ四
〇三 松村彩子外百三十七名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四一三号 平成十三年五月十五日受理
中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願
請願者 埼玉県戸田市新曽一、五二六ノ一
ノ二〇九 本間一美外四百三十一名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四一四号 平成十三年五月十五日受理
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願
請願者 三重県四日市市川島町三、三二六

紹介議員 ノ三 山中一衛外五千三十四名
高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四三二号 平成十三年五月十六日受理
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都小金井市前原町一ノ九ノ一
〇 小原睦見外四名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四三三号 平成十三年五月十六日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市山王町一〇八ノ一
松本輝寿外二万四千六百七十八名

紹介議員 山本 一太君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四三三三三 平成十三年五月十六日受理
中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区上菅田町一、五
一五ノ一〇ノ三〇三 北山勝美外
二百三十一名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四七二二 平成十三年五月十七日受理
業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願
請願者 大阪府摂津市香露園四ノ一 東井
隆外二千十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八七六号と同じである。

第一四七三三 平成十三年五月十七日受理
マッサージ診療報酬の引上げに関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋五ノ五二ノ一

〇ノ七〇三 鈴木彰外百二十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第一四七四号 平成十三年五月十七日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 石川県金沢市浅野本町二ノ一〇ノ
一〇 寺越博之外五万二千名

紹介議員 岩本 莊太君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四七五号 平成十三年五月十七日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 群馬県群馬郡箕郷町下芝四四九ノ
九 佐藤次男外三万四千三百名

紹介議員 入澤 肇君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四七六号 平成十三年五月十七日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 群馬県富岡市七日市一、〇七一ノ
五 駒崎孝司外三万四千二百名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四八五号 平成十三年五月十七日受理
じん肺根絶に関する請願
請願者 青森市千刈三ノ一ノ一七 藤田三
郎外二千四百九十九名

紹介議員 三重野栄子君
じん肺は、労働者が作業中に空気中に浮遊して
いる粉じんを吸入することによって引き起こさ
れ、呼吸機能を次第に失わせるとともに、多くの
合併症を併発する職業病である。また、粉じん作
業の業務から離れても病状は進行し、治療法も無
い悲惨な病気である。平成十年の時点で療養中の

じん肺患者は約一万八千人余りに上り、加えて年
間千人以上の患者が新たに要療養患者として認定
され、年間千人以上が死亡しているなど、我が国
におけるじん肺問題の現状は深刻な状況にある。
一方、ILO(世界労働機関)及びWHO(世界保
健機関)は、「二〇〇五年(平成十七年)までに、職
業病としてのじん肺を大幅に減らすとともに、二
〇一五年(平成二十七年)までに根絶する」よう各
国に対し計画の策定を提唱している。
ついては、じん肺を根絶するため、次の事項に
ついて実現を図られたい。
一、政府はILO及びWHOからの提唱に応じ、
速やかにじん肺根絶計画を策定し、実行するこ
と。なお、計画の策定に際しては、じん肺罹患
者など広く国民の意見を反映させること。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、確定給付企業年金法案

(小字は衆議院修正)

確定給付企業年金法案
確定給付企業年金法

目次

- 第一章 総則(第一条―第二条)
- 第二章 確定給付企業年金の開始
- 第一節 通則(第三条)
- 第二節 規約の承認(第四条―第七条)
- 第三節 企業年金基金(第八条―第二十四条)
- 第三章 加入者(第二十五条―第二十八条)
- 第四章 給付
- 第一節 通則(第二十九条―第三十五条)
- 第二節 老齢給付金(第三十六条―第四十条)
- 第三節 脱退一時金(第四十一条―第四十二
条)
- 第四節 障害給付金(第四十三条―第四十六
条)
- 第五節 遺族給付金(第四十七条―第五十一
条)

第六節 給付の制限(第五十二條―第五十四條)

第五章 掛金(第五十五條―第五十八條)

第六章 積立金の積立て及び運用(第五十九條―第六十八條)

第七章 行為準則(第六十九條―第七十三條)

第八章 確定給付企業年金間の移行等(第七十四條―第八十二條)

第九章 確定給付企業年金の終了及び清算(第八十三條―第九十一條)

第十章 確定給付企業年金についての税制上の措置(第九十二條)

第十一章 雑則(第九十三條―第一百六條)

第十二章 他の年金制度との間の移行等

第一節 確定給付企業年金と厚生年金基金との間の移行等(第七七條―第一百六條)

第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行(第七七條―第一百六條)

第十三章 罰則(第一百八條―第二百四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章から第十一章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

2 この法律において「厚生年金適用事業所」と

は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第六條第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

3 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生年金保険の被保険者
二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む。)

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者(以下「加入者」という。)に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された社団をいう。

第二章 確定給付企業年金の開始

第一節 通則

(確定給付企業年金の実施)

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約(以下「規約」という。)を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。
二 企業年金基金(以下「基金」という。)の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

2 確定給付企業年金は、一の厚生年金適用事業所について一に限り実施することができる。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

3 二以上の厚生年金適用事業所について確定給付企業年金を実施しようとする場合においては、第一項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

第二節 規約の承認

(規約で定める事項)

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主(第八條、第十二條第一項第五号、第十四條、第七十七條第四項、第七十八條第一項、第八十六條第五号、第九十條第四項及び第九十七條、第一百十一條第一項並びに第一百十七條第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所
二 実施事業所の名称及び所在地(厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。)の場合にあつては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)
三 事業主が第六十五條第一項の規定により締結した契約の相手方(以下「資産管理運用機関」という。)及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二條第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結した投資顧問業者(同条第三項に規定する者をいう。以下「契約投資顧問業者」という。)の名称及び住所
四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

五 確定給付企業年金の給付(以下「給付」という。)の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法(給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。))の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。)

六 掛金の拠出に関する事項(加入者が掛金を負担する場合にあつては、当該負担に関する事項を含む。)

七 事業年度その他財務に関する事項
八 終了及び清算に関する事項
九 その他政令で定める事項

(規約の承認の基準等)

第五条 厚生労働大臣は、第三條第一項第一号の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の承認をするものとする。

一 前条各号に掲げる事項が定められていること。
二 前条第四号に規定する資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度及び退職手当制度(第十二條第一項第二号において「企業年金制度等」という。)が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 第二十九條第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。
四 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

五 その他政令で定める要件
2 厚生労働大臣は、第三條第一項第一号の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。

3 事業主は、第三條第一項第一号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた規約を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(規約の変更等)
第六条 事業主は、第三條第一項第一号の承認を受けた規約の変更(厚生労働省令で定める軽微

な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。 3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。 4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があった場合について準用する。 第七条 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、第四条第三号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。 2 第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。 第三節 企業年金基金 (組織) 第八条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織する。 (法人格) 第九条 基金は、法人とする。 2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 (名称) 第十条 基金は、その名称中に企業年金基金という文字を用いなければならない。 2 基金でない者は、企業年金基金という名称を用いてはならない。 (基金の規約で定める事項)	第十一条 第三条第一項第二号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第四条第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 名称 二 事務所の所在地 三 代議員及び代議員会に関する事項 四 役員に関する事項 五 解散及び清算に関する事項 六 公告に関する事項 七 その他政令で定める事項 (基金の設立認可の基準等) 第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。 一 前条の規定により規約において定めることとされている事項が定められていること。 二 規約に第四条第四号に規定する資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。 三 規約に第二十九条第一項各号に掲げる老齢給付金及び脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。 四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること(次号に掲げる場合を除く)。 五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあつては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること。 六 規約の内容がこの法律及びこの法律に基づ	く命令その他関係法令に違反するものでないこと。 七 その他政令で定める要件 2 第五条第二項及び第三項の規定は、第三条第一項第二号の認可について準用する。この場合において、第五条第三項中「同号の承認を受けた規約」とあるのは、「基金の規約」と読み替えるものとする。 (成立の時期) 第十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。 (理事長が選任されるまでの間の理事長の職務) 第十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした事業主が、理事長の職務を行う。この場合において、当該事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。 (公告) 第十五条 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名義その他政令で定める事項を公告しなければならない。 (基金の規約の変更等) 第十六条 基金は、規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の規約の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 3 第五条第二項及び第三項並びに第十二条第一項の規定は、第一項の変更の認可について準用する。この場合において、第五条第二項及び第三項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。 第十七条 基金は、規約の変更であつて前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。	2 第五条第三項の規定は、前項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「事業主」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。 (代議員会) 第十八条 基金に、代議員会を置く。 2 代議員会は、代議員をもって組織する。 3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は事業主において事業主(その代理人を含む)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は加入者において互選する。 第十九条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。 一 規約の変更 二 毎事業年度の予算 三 毎事業年度の事業報告及び決算 四 その他規約で定める事項 2 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。 (政令への委任) 第二十条 前二条に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員及び代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。 (役員) 第二十一条 基金に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。 3 理事のうち一人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。 4 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。 5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。
--	--	---	---

(役員の職務)

第二十二條 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

(理事長の代表権の制限)

第二十三條 基金と理事長(前条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(政令への委任)

第二十四條 前三条に定めるもののほか、役員に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 加入者

(加入者)

第二十五條 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、加入者としなない。

(資格取得の時期)

第二十六條 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

る。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所以下「事業所」という。又は船舶が、実施事業所となったとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 実施事業所に使用される者が、規約により定められている資格を取得したとき。

(資格喪失の時期)

第二十七條 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなったとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 規約により定められている資格を喪失したとき。

(加入者期間)

第二十八條 加入者である期間(以下「加入者期間」という)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、規約で別段の定めをした場合にあっては、この限りでない。

2 加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者については、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該確定給付企業年金における前後の加入者期間を合算することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者の当該確定給付企業年金の加入者となる前の期間を加入者期間に算入することができる。

第四章 給付

第一節 通則

(給付の種類)

第二十九條 事業主(基金を設立して実施する確定給付企業年金以下「基金型企業年金」という。)を実施する場合にあっては、基金。以下「事業主等」という。は、次に掲げる給付を行うものとする。

一 老齢給付金

二 脱退一時金

2 事業主等は、規約で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に加え、次に掲げる給付を行うことができる。

一 障害給付金

二 遺族給付金

(裁定)

第三十條 給付を受ける権利(以下「受給権」という)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という)の請求に基づいて、事業主等が裁定する。

2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知しなければならない。

3 資産管理運用機関又は基金(以下「資産管理運用機関等」という)は、第一項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

(受給要件)

第三十一條 給付を受けるための要件は、規約で定めるところによる。

2 前項に規定する要件は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反するものであってはならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

(給付の額)

第三十二條 給付の額は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより算定した額とする。

2 前項に規定する給付の額は、加入者期間又は当該加入者期間における給付の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なものと

して政令で定める方法により算定されたものでなければならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

(年金給付の支給期間等)

第三十三條 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならぬ。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十四條 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第三十五條 この章に定めるもののほか、給付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 老齢給付金

(支給要件)

第三十六條 老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件(第四十一條第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。)を満たすものでなければならぬ。

一 六十歳以上六十五歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

二 政令で定める年齢以上六十歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場

合に限る。)

3 前項第二号の政令で定める年齢は、五十歳未満であつてはならない。

4 規約において、二十年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。

(支給の繰下げ)

第三十七条 前条に規定する老齢給付金の支給の要件を満たす者であつて老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができ。

2 前項の申出をした者に対する老齢給付金の支給は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定める時から始めるものとする。

(支給の方法)

第三十八条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(支給停止)

第三十九条 老齢給付金の受給権者が、障害給付金を支給されたときは、第三十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ規約で定めるところにより、老齢給付金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(失権)

第四十条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 老齢給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 老齢給付金の全部を一時金として支給されるとき。

第三節 脱退一時金

(脱退一時金)

第四十一条 脱退一時金は、加入者が、第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、その他の規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たすこととなつたときに、その者に支給するものとする。

2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。

二 加入者であつて規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たすものに支給するものであること(規約において当該状態に至つたときに脱退一時金を支給する旨が定められている場合に限る。)

3 前項第一号に係る脱退一時金を受けるための要件として、規約において、三年を超える加入者期間を定めてはならない。

4 第一項に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たす者(第二十七条第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当することとなつた者に限る。)は、規約で定めるところにより、事業主等に当該脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をすることができ。

(支給の方法)

第四十二条 脱退一時金は、一時金として支給する。

第四節 障害給付金

(支給要件)

第四十三条 障害給付金は、規約において障害給付金を支給することを定めている場合に、規約で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に支給するものとする。

- 一 疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診

療を受けた日(以下この項において「初診日」という。)において加入者であつた者であつて、初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。)があるときは、その日。次号において「障害認定日」という。)から第三十六条第二項第一号の規約で定める年齢に達するまでの間に、その傷病により規約で定める程度の障害の状態に該当するに至つたもの。

二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この号において「基準傷病」という。)に係る初診日において加入者であつた者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日から第三十六条第二項第一号の規約で定める年齢に達するまでの間に、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して規約で定める程度の障害の状態に該当するに至つたもの。

2 前項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態は、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する一級、二級及び三級の障害等級のうち政令で定めるものの範囲内でなければならない。

(支給の方法)

第四十四条 障害給付金は、規約で定めるところにより、年金又は一時金として支給するものとする。

(支給停止)

第四十五条 障害給付金は、受給権者が第四十三条第一項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止するものとする。

2 障害給付金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四十三条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準

に従ひ規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。

一 老齢給付金を支給されたとき。

二 脱退一時金を支給されたとき。

三 当該傷病について労働基準法昭和二十二年法律第四十九号(第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償給付若しくは障害給付又は船員保険法昭和十四年法律第七十三号)による障害を支給事由とする給付を受ける権利を取得したとき。

(失権)

第四十六条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 障害給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 障害給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 障害給付金の全部を一時金として支給されるとき。

第五節 遺族給付金

(支給要件)

第四十七条 遺族給付金は、規約において遺族給付金を支給することを定めている場合であつて、加入者又は当該確定給付企業年金の老齢給付金の支給を受けている者その他政令で定める者のうち規約で定めるもの(以下この章において「給付対象者」という。)が死亡したときに、その者の遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲)

第四十八条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者のうち規約で定めるものとし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位(第五十一条第二項において「順位」という。)は、規約で定めるところによる。

- 一 配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子(給付対象者の死亡の当時胎児であつた

子が出生したときは、当該子を含む。）、父
母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
三 前二号に掲げる者のほか、死亡した者の死
亡の当時主としてその収入によって生計を維
持していたその他の親族

(支給の方法)

第四十九条 遺族給付金は、規約で定めるところ
により、年金又は一時金として支給するものと
する。

(年金として支給する遺族給付金の支給期間)

第五十条 老齢給付金又は障害給付金の給付を受
けている者が死亡したときにその遺族に対し年
金として支給する遺族給付金の支給期間につ
いては、当該老齢給付金又は障害給付金の支給
期間として規約において一定の期間を定めていた
場合は、第三十三条ただし書の規定にかかわら
ず、五年未満とすることができる。ただし、当
該老齢給付金又は障害給付金の支給期間のうち
給付を受けていない期間を下回ることができな
い。

(失権)

第五十一条 遺族給付金の受給権は、次の各号の
いずれかに該当することとなったときは、消滅
する。

- 一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。
- 二 遺族給付金の支給期間が終了したとき。
- 三 遺族給付金の全部を一時金として支給され
たとき。

2 前項の規定にかかわらず、遺族給付金の受給
権者が死亡したときは、規約で定めるところに
より、当該受給権者の次の順位の遺族に遺族給
付金を支給することができる。

3 遺族給付金の受給権は、規約で定めるところ
により、受給権者が次の各号のいずれかに該当
することとなったときは、消滅するものとする
ことができる。

- 一 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関
係と同様の事情にある場合を含む。)をしたと
き。

二 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届
出をしていないが、事実上養子縁組関係と同
様の事情にある者を含む。)となったとき。
三 離縁により、給付対象者との親族関係が終
了したとき。

第六節 給付の制限

第五十二条 加入者又は加入者であった者が、故
意に、障害又はその直接の原因となった事故を
生じさせたときは、当該障害を支給事由とする
障害給付金は、支給しないものとする。

第五十三条 故意の犯罪行為により給付対象者を
死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない
ものとする。給付対象者の死亡前に、その者の
死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意
の犯罪行為により死亡させた者についても、同
様とする。

第五十四条 加入者又は加入者であった者が、自
己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失によ
り、又は正当な理由がなく療養に関する指示
に従わないことにより、障害若しくは死亡若し
くはこれらの原因となった事故を生じさせ、若
しくはその障害の程度を増進させ、又はその回
復を妨げたとき、その他政令で定める場合に
は、規約で定めるところにより、給付の全部又
は一部を行わないことができる。

第五章 掛金

(掛金)

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要す
る費用に充てるため、規約で定めるところによ
り、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければ
ならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定
めるところにより、前項の掛金の一部を負担す
ることができる。

3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定
した額とする。

- 4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満た
すものでなければならない。
一 加入者のうち特定の者につき、不当に差別

的なものであつてはならないこと。

二 定額又は給付に一定の割合を乗ずる方法そ
の他適正かつ合理的な方法として厚生労働省
令で定めるものにより算定されるものである
こと。

(掛金の納付)

第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規
約で定める日までに資産管理運用機関等に納付
するものとする。

2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定
めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取
引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十
四項に規定する証券取引所に上場されている株
式で納付することができる。ただし、事業主が
当該株式を基金に納付する場合にあつては、当
該基金の同意を得たときに限る。

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済
法(昭和三十四年法律第六十号)第十三条の二
第一項の規定に基づき、勤労者退職金共済機構
から同項に規定する厚生労働省令で定める金額
の引渡しを受けたときは、当該金額について
は、前条及び第一項の規定により事業主が拠出
した掛金とみなす。

(掛金の額の基準)

第五十七条 掛金の額は、給付に要する費用の額
の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生
労働省令で定めるところにより、将来にわたつ
て財政の均衡を保つことができるように計算さ
れるものでなければならない。

(財政再計算)

第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに
前条の基準に従つて掛金の額を再計算しなけれ
ばならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入
者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働
省令で定める場合は、前条の基準に従つて、速
やかに、掛金の額を再計算しなければならない。
い。

第六章 積立金の積立て及び運用

(積立金の積立て)

第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日にお
いて、給付に充てるべき積立金(以下「積立
金」という。)を積み立てなければならない。
(積立金の額)

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者で
あつた者(以下「加入者等」という。)に係る次
項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定
する最低積立基準額を下回らない額でなければ
ならない。

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日にお
ける給付に要する費用の額の予想額の現価から
掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基
準として、厚生労働省令で定めるところにより
算定した額とする。

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度
の末日までの加入者期間に係る給付として政令
で定める基準に従い規約で定めるところに要する
費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の
合計額の現価として厚生労働省令で定めるところ
により算定した額とする。

(決算における責任準備金の額の計算)

第六十一条 事業主等は、毎事業年度の決算にお
いて、積立金の額が前条第二項に規定する責任
準備金の額(以下「責任準備金の額」という。)
及び同条第三項に規定する最低積立基準額(以
下「最低積立基準額」という。)を上回っている
かどうかを計算しなければならない。

(積立不足に伴う掛金の再計算)

第六十二条 事業主等は、前条の規定による計算
の結果、積立金の額が、責任準備金の額に照ら
し厚生労働省令で定めるところにより算定した
額を下回っている場合には、厚生労働省令で定
めるところにより、第五十七条の基準に従つて
掛金の額を再計算しなければならない。
(積立不足に伴う掛金の拠出)

第六十三条 事業主は、第六十一条の規定による
計算の結果、積立金の額が最低積立基準額を下
回っている場合には、当該下回った額を基準と

して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより掛金として提出しなければならない。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第六十四条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、第五十五条第三項に定めるところにより算定した掛金の額から厚生労働省令で定めるところにより控除しなければならない。この場合において、当該控除すべき額が同項に定めるところにより算定した掛金の額以上となつたときは、当該事業主等に係る掛金については、同条第一項の規定は、適用しない。

2 積立上限額は、当該確定給付企業年金の財政の安定性を長期間にわたつて確実に確保することができ、積立金の水準を上回る額として、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約) 第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)を相手方とする信託の契約

二 生命保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等)をいう。以下同じ。)を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。)を相手方とする生命共済の契約

2 事業主は、前項第一号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、政令で定める

ところにより、投資顧問業者と投資一任契約を締結することができる。

3 第一項各号に規定する者又は前項に規定する投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、資産管理運用契約(第一項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は前項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

4 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理運用契約(第一項各号に掲げる契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方となるべき者を定めて、資産管理運用契約を締結しなければならない。

5 資産管理運用契約が解除されたときは、当該解除された資産管理運用契約に係る資産管理運用機関は、速やかに、当該資産管理運用契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理運用機関に移換しなければならない。

(基金の積立金の運用に関する契約) 第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関して、前条第一項各号のいずれかに掲げる契約又は投資一任契約を締結しなければならない。

2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。

3 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

4 基金は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、金融機関又は証券会社その他の政令で定めるもの(次項において「金融機関等」という。)を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用することができる。

5 基金は、前項に規定する有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る積立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。

(積立金の運用) 第六十七条 積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行わなければならない。

(政令への委任) 第六十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 行為準則 (事業主の行為準則) 第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。

二 積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為(基金の理事の行為準則) 第七十条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約(以下「基金資産運用契約」という。)を締結すること。

二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

3 基金の理事が第二十二条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

(資産管理運用機関の行為準則) 第七十一条 資産管理運用機関(契約投資顧問業者を含む。)は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(基金が締結した基金資産運用契約の相手方の行為準則) 第七十二条 基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、法令及び基金資産運用契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(業務概況の周知) 第七十三条 事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならない。

2 事業主等は、前項に規定する業務の概況について、加入者以外の方であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第八章 確定給付企業年金間の移行等 (規約型企業年金の統合) 第七十四条 確定給付企業年金(基金型企業年金を除く。以下「規約型企業年金」という。)を実施する事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。

と統合することができる。

2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意(第七十八条において「労働組合等の同意」という。)を得て行わなければならない。 3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。 4 第一項の規定により統合された規約型企業年金の規約は、同項の承認があった時に、第三条第一項第一号の承認を受けたものとみなす。 5 第一項に規定する当該規約型企業年金及び他の規約型企業年金の規約は、同項の承認があった時に、その効力を失う。 (規約型企業年金の分割) 第七十五条 規約型企業年金を共同して実施している事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該規約型企業年金を分割することができる。 2 前項の規定により分割された規約型企業年金の規約は、同項の承認があった時に、第三条第一項第一号の承認を受けたものとみなす。 3 第一項に規定する規約型企業年金の規約は、同項の承認があった時に、その効力を失う。 4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の承認の申請を行う場合について準用する。 (基金の合併) 第七十六条 基金は、合併しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。 3 合併によって基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければなら	4 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。 (基金の分割) 第七十七条 基金は、分割しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 基金の分割は、実施事業所の一部について行うことはできない。 3 分割を行う場合においては、分割により設立される基金の加入者となるべき被用者年金被保険者等又は分割後存続する基金の加入者である被用者年金被保険者等の数が、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合にあっては、同項第五号)の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まなければならない。 4 分割によって基金を設立するには、分割により設立される基金の実施事業所となるべき厚生年金適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければなら 5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。 6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 7 前条第二項の規定は、第一項及び前項の認可の申請を行う場合について準用する。 (実施事業所の増減) 第七十八条 事業主等がその実施事業所を増加させ、又は減少せよとするとときは、その増加又は減少に係る厚生年金適用事業所の事業主の全部の同意及び労働組合等の同意を得なければならない。 2 前項の規定により基金が当該実施事業所を減少せよとするとときは、基金の加入者の数が、実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合にあっては、同項第五号)の政令で定める数以上	であるか、又は当該数以上となることが見込まなければならない。 3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して提出しなければならない。 4 第七十四条第三項の規定は、第一項の労働組合等の同意を得る場合について準用する。 (実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転) 第七十九条 事業主等(以下この条において「移転事業主等」という。)は、確定給付企業年金(以下この条において「移転確定給付企業年金」という。)の実施事業所(政令で定める場合において同じ)が他の確定給付企業年金(以下この条において「承継確定給付企業年金」という。)の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認(移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、承継確定給付企業年金の事業主等(以下この条において「承継事業主等」という。)に、当該実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。 2 承継事業主等は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認(承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、同項の権利義務を承継することができる。 3 前項の規定により承継事業主等が権利義務を承継する場合においては、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から承継確定給付企業	年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。 4 第七十四条第二項及び第三項の規定は、移転事業主等(移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限り)が第一項の承認の申請を行う場合及び承継事業主等(承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限り)が第二項の承認の申請を行う場合について準用する。 5 第七十六条第二項の規定は、移転事業主等(移転確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限り)が第一項の認可の申請を行う場合及び承継事業主等(承継確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限り)が第二項の認可の申請を行う場合について準用する。 (規約型企業年金から基金への移行) 第八十条 規約型企業年金の事業主は、当該事業主(規約型企業年金を共同して実施している場合)にあっては、当該規約型企業年金を実施している事業主の全部が基金を設立しているとき、又は設立することとなるときは、厚生労働大臣の承認を受けて、当該基金に、当該規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。 2 当該基金は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権利義務を承継することができる。 3 当該規約型企業年金は、前項の認可があつた時に第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認があつたものとみなす。この場合において、第八十七条、第八十八条並びに第八十九条第六項及び第七項の規定は、適用しない。 4 第二項の規定により当該基金が権利義務を承継する場合においては、当該規約型企業年金の資産管理運用機関から当該基金に積立金を移換するものとする。 5 第七十四条第二項及び第三項の規定は第一項の承認の申請を行う場合について、第七十六条
---	--	---	--

第二項の規定は第二項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(基金から規約型企業年金への移行)

第八十一条 基金は、その実施事業所の事業主(基金を共同して設立している場合にあっては、当該基金を設立している事業主の全部が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金の事業主に、当該基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

3 当該基金は、前項の承認があつた時に第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可があつたものとみなす。この場合において、第八十七條、第八十八條並びに第八十九條第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定により当該規約型企業年金の事業主が権利義務を承継する場合においては、当該基金から当該規約型企業年金の資産管理運用機関に積立金及び第八十九條第六項に規定する残余財産を移換するものとする。

5 第七十六條第二項の規定は第一項の認可の申請を行う場合について、第七十四條第二項及び第三項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(政令への委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減並びに確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継に必要事項は、政令で定める。

第九章 確定給付企業年金の終了及び清算(確定給付企業年金の終了)

第八十三条 規約型企業年金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に終了する。

一 次条第一項の規定による終了の承認があつたとき。

二 第八十六條の規定により規約の承認の効力が失われたとき。

三 第二百二條第三項又は第六項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に解散する。この場合において、当該基金型企業年金は、終了したものとす。

一 第八十五條第一項の認可があつたとき。

二 第二百二條第六項の規定による基金の解散の命令があつたとき。

(厚生労働大臣の承認による終了)

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならぬ。

3 第五條第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「承認を受けた旨」と読み替へるものとする。

(基金の解散)

(規約型企業年金の規約の失効)

第八十六条 事業主(確定給付企業年金を共同して実施している場合にあっては、当該確定給付企業年金を実施している事業主の全部)が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その実施する規約型企業年金の規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあっては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 事業主が死亡したとき、その相続人

二 法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散したとき、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき、その清算人

五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなったとき(前各号に掲げる場合を除く。)、厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

(終了時の掛金の一括拠出)

第八十七条 第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日(第六十條第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回るときは、第五十五條第一項の規定にかかわらず、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

は、この限りでない。

(清算)

第八十九条 規約型企業年金が第八十三條第一項第一号又は第二号の規定により終了したときは、規約で定める者が、その清算人となる。

2 基金が第八十三條第二項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業主その他政令で定める者は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができる。

4 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 第一項又は第二項の規定により清算人となる者がいないとき。

二 規約型企業年金が第八十三條第一項第三号の規定により終了したとき、又は基金が同条第二項第二号の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

5 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、規約型企業年金においては事業主、基金型企業年金においては基金が負担する。

6 終了した確定給付企業年金の残余財産(政令で定めるものを除く)は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負つていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

7 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払ふものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

8 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三條及び第七十八條から第八十條までの規定(規約

約型企業年金の清算については、同法第七十三
条の規定を除く。は、確定給付企業年金の清算
について準用する。

(清算に係る報告の徴収等)

第九十条 厚生労働大臣は、終了した規約型企業
年金又は解散した基金について必要があると認
めるときは、その清算事務の状況に関する報告
を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約
型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事
務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは
実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、
その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の
請求があるときは、これを提示しなければなら
ない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解釈してはならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により報告を
徴し、又は質問し、若しくは検査した場合にお
いて、その清算事務が法令、規約、若しくは厚
生労働大臣の処分に違反していると認めると
き、その清算事務が著しく適正を欠くと認め
るとき、又は清算人がその清算事務を明らかに
怠っていると認めるときは、期間を定めて、終
了した規約型企業年金を実施していた事業主若
しくはその清算人又は解散した基金若しくはそ
の清算人に対し、その清算事務について違反の
是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を
命ずることができる。

5 終了した規約型企業年金を実施していた事業
主若しくはその清算人又は解散した基金若しく
はその清算人が前項の命令に違反したときは、
厚生労働大臣は、当該事業主又は基金に対し、
期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若
しくは一部の解任を命ずることができる。

(政令への委任)
第九十一条 この章に定めるもののほか、確定給
付企業年金の終了及び清算に関し必要な事項
は、政令で定める。

第十章 確定給付企業年金についての税制 上の措置

第九十二条 確定給付企業年金に係る給付、掛金
及び積立金については、所得税法(昭和四十年
法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第
三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七
十三号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二
十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定
めるところにより、所得税、法人税、相続税並
びに道府県民税(都民税を含む。)及び市町村民
税(特別区民税を含む。)の課税について必要な
措置を講ずる。

第十一章 雑則

(業務の委託)

第九十三条 事業主等は、政令で定めるところに
より、給付の支給及び掛金の額の計算に関する
業務その他の業務を、信託会社、生命保険会
社、農業協同組合連合会その他の法人に委託す
ることができる。

(福祉事業)

第九十四条 基金は、第四章に規定する給付を行
うほか、加入者等の福祉を増進するため、規約
で定めるところにより、加入者等の福利及び厚
生に関する事業を行うことができる。

(財務)

第九十五条 事業主等は、事業年度その他財務に
関しては、この法律の規定によるほか、政令で
定めるところによらなければならない。

(年金数理)

第九十六条 事業主等は、適正な年金数理に基づ
いて、給付の設計、掛金の額の計算及び決算を
行わなければならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第九十七条 この法律に基づき事業主等(第三
条第一項各号若しくは第七十七条第四項の規定に
基づき確定給付企業年金を実施しようとする事
業主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併
により基金を設立しようとする設立委員を含
む。)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関す

る業務に係る書類であつて厚生労働省令で定め
るものについては、当該書類が適正な年金数理
に基づいて作成されていることを厚生年金保険
法第七十六条の二第二項に規定する年金数理
人が確認し、署名押印したものでなければなら
ない。

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等は、必要があると認めると
きは、受給権者に対して、障害の状態に関する
書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法
(昭和二十二年法律第二十四号)の規定によ
る死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨
を事業主等に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第一百条 事業主等は、毎事業年度終了後四月以
内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定
給付企業年金の事業及び決算に関する報告書
を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 事業主等は、前項の書類を確定給付企業年金
の実施事業所又は基金の主たる事務所に備え付
けて置かなければならない。

3 加入者等は、事業主等に対し、前項の書類の
閲覧を請求することができる。この場合におい
て、事業主等は、正当な理由がある場合を除
き、これを拒んではならない。

(報告の徴収等)

第一百一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必
要な限度において、事業主等に対し、確定給付
企業年金の実施状況に関する報告を徴し、又は
当該職員をして事業主等の事務所に立ち入って
関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を
検査させることができる。

2 第九十条第二項の規定は前項の規定による質
問及び検査について、同条第三項の規定は前項
の規定による権限について準用する。

(事業主等に対する監督)

第一百二条 厚生労働大臣は、前条の規定により報
告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合
において、事業主等の確定給付企業年金に係る
事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しく
は厚生労働大臣の処分に違反していると認め
るとき、事業主等の事業の管理若しくは執行が著
しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若し
くは基金の役員がその事業の管理若しくは執行
を明らかに怠っていると認めるときは、期間を
定めて、事業主又は基金若しくはその役員に対
し、その事業の管理若しくは執行について違反
の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨
を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、規約型企業年金又は基金の
健全な運営を確保するため必要があると認め
るときは、期間を定めて、当該規約型企業年金に
係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を
命ずることができる。

3 事業主が前項の命令に違反したときは、厚生
労働大臣は、当該規約型企業年金に係る規約の
承認を取り消すことができる。

4 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反
したとき、又は基金が第二項の命令に違反した
ときは、厚生労働大臣は、当該基金に対し、期
間を定めて、当該違反に係る役員の一部又は一
部の解任を命ずることができる。

5 基金が前項の命令に違反したときは、厚生労
働大臣は、同項の命令に係る役員を解任するこ
とができる。

6 事業主若しくは基金が第一項の規定による命
令に違反したとき、又はその確定給付企業年金
の実施状況によりその継続が困難であると認め
るときは、厚生労働大臣は、当該規約型企業年
金に係る規約の承認を取り消し、又は基金の解
散を命ずることができる。

(期間の計算)

第一百三條 この法律又はこの法律に基づく命令に
規定する期間の計算については、この法律に別

段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に
関する規定を準用する。

(権限の委任)

第百四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権
限は、厚生労働省令で定めるところにより、地
方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生支局長に委任することができる。

(実施規定)

第百五条 この法律に特別の規定があるものを除
くほか、この法律の実施のための手続その他そ
の執行について必要な細則は、厚生労働省令で
定める。

(経過措置)

第百六条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

第十二章 他の年金制度との間の移行等

第一節 確定給付企業年金と厚生年金基
金との間の移行等

(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義
務の厚生年金基金への移転)

第百七条 事業主等は、確定給付企業年金の実施
事業所(政令で定める場合にあつては、実施事
業所の一部。以下この項において同じ。)が厚生
年金基金の設立事業所(厚生年金保険法第百十
七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下
同じ。)となつており、又は設立事業所とな
るときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付
企業年金が基金型企業年金である場合にあつて
は、認可)を受けて、当該厚生年金基金に、当
該実施事業所に使用される当該確定給付企業年
金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義
務の移転を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたと

きは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権
利義務を承継することができる。

3 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第百十
七条第一項の代議員会における同条第二項の代
議員の定数の四分の三以上の多数による議決を
経て行わなければならない。

4 第二項の規定により厚生年金基金が権利義務
を承継する場合においては、当該確定給付企業
年金の資産管理運用機関等から当該厚生年金基
金に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事
業主等(当該確定給付企業年金が規約型企業年
金である場合に限る。)が第一項の承認の申請を
行う場合について、第七十六条第二項の規定は
当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型
企業年金である場合に限る。)が第一項の認可の
申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(規約型企業年金から厚生年金基金への移行)
第百八条 規約型企業年金の事業主は、当該事業
主(規約型企業年金を共同して実施している場
合にあつては、当該規約型企業年金を実施して
いる事業主の全部)が厚生年金基金を設立して
いるとき、又は設立することとなるときは、厚
生労働大臣の承認を受けて、当該厚生年金基金
に、当該規約型企業年金の加入者等に係る給付
の支給に関する権利義務の移転を申し出ること
ができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたと
きは、厚生労働大臣の認可を受けて、同項の権
利義務を承継することができる。

3 前項の規定により厚生年金基金が権利義務を
承継する場合においては、当該規約型企業年金
の資産管理運用機関等から当該厚生年金基金に積
立金を移換するものとする。

4 第八十条第三項の規定は、第一項に規定する
当該規約型企業年金について準用する。この場
合において、同条第三項中「前項」とあるのは、
「第百八条第二項」と読み替えるものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は第一項
の承認の申請を行う場合について、前条第三項
の規定は第二項の認可の申請を行う場合につい
て、それぞれ準用する。

(基金から厚生年金基金への移行)

第百九条 基金は、厚生年金保険法第百十一条第
一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可
を受けて、厚生年金基金となることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、基金
は、厚生年金基金の規約(厚生年金保険法第百
十一条第一項に規定する規約をいう。)を作り、
その他厚生年金基金の設立に必要な行為(同項
の規定による認可の申請を除く。)をしなければ
ならない。

3 厚生年金基金は、基金が第一項の認可を受け
た時に成立する。

4 基金は、第一項の認可の時に消滅し、
その権利義務は、その時において成立した厚生
年金基金が承継する。

5 第七十六条第二項の規定は、第一項の認可の
申請を行う場合について準用する。

(移行等の際に厚生年金基金の加入員とならな
い者に係る厚生年金保険法の適用)

第百十条 前三条の場合において、給付の支給に
関する権利義務が厚生年金基金に承継される者
であつて当該厚生年金基金の加入員とならない
ものについては、厚生年金保険法第百三十一条
から第百三十三条の二まで、第百三十五条並び
に第百三十六条において準用する同法第三十六
条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)

第百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の
事業主(厚生年金基金を共同して設立している
場合にあつては、当該厚生年金基金を設立して
いる事業主の全部)が規約型企業年金を実施し
ているとき、又は実施することとなるときは、
厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業
年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の
加入員及び加入員であつた者に係る給付(厚生

年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に
相当する給付(以下「厚生年金代行給付」とい
う。)を除く。)の支給に関する権利義務(当該厚
生年金基金が第三項の規定により解散の認可が
あつたものとみなされた日までに支給すべきで
あつた給付であつてまだ支給していないもの
(第四項において「未支給給付」という。)の支
給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金で
あつてまだ徴収していないものの徴収に関する
権利義務を除く。)の移転を申し出ることができ
る。

2 当該規約型企業年金の事業主は、前項の申出
があつたときは、厚生労働大臣の承認を受け
て、同項の権利義務を承継することができる。

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたと
きに、厚生年金保険法第百四十五条第二項の規
定による解散の認可があつたものとみなす。こ
の場合において、同法第百四十七条第四項、第
百六十二条の三及び第百六十二条の四の規定は
適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四
十六条の規定の適用については、同法第百三十
八条第六項中「当該下回る額」とあるのは「当
該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第
百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給
付」とあるのは「年金たる給付(第百三十二条
第二項に規定する額に相当する給付に限る。)」
とする。

4 第二項の規定により当該規約型企業年金の事
業主が権利義務を承継する場合においては、当
該厚生年金基金から当該規約型企業年金の資産
管理運用機関に年金給付等積立金(厚生年金保
険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付
等積立金であつて、未支給給付及び第百十三
条第一項の規定により政府が徴収することとなる
同項に規定する責任準備金に相当する部分を除
く。)及び同法第百四十七条第四項に規定する残
余財産を移換するものとする。

5 第百七条第三項の規定は第一項の認可の申請
を行う場合について、第七十四条第二項及び第

三項の規定は第二項の承認の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

(厚生年金基金から基金への移行)

第百十二条 厚生年金基金は、第三条第一項第二号の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、基金となることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、厚生年金基金は、基金の規約を作り、その他基金の設立に必要な行為(第三条第一項第二号の規定による認可の申請を除く。)をしなければならぬ。

3 基金は、厚生年金基金が第一項の認可を受けた時に成立する。

4 厚生年金基金は、第一項の認可の時において消滅し、その権利義務(厚生年金代行給付(消滅した日までに支給すべきであった給付を除く。)の支給に関する権利義務を除き、次条第一項の規定により同項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付する義務を含む。)は、その時において成立した基金が承継する。

5 前項の規定により厚生年金基金が消滅したときは、消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金を解散した厚生年金基金とみなして厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定を適用する。この場合において、同項中「基金が解散する」とあるのは「基金が確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅する」と、「当該解散する日」とあるのは「当該消滅する日」と、「当該基金」とあるのは「当該消滅した基金の権利義務を承継した企業年金基金」と、「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」とする。

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであった給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第百三十一条

から第百三十三条の二まで、第百三十五条、第百三十六條、第百三十八條から第百四十一条まで、第百六十九條から第百七十二條まで、第七十四條において準用する同法第九十八條第三項及び第四項、第百七十八條並びに第百七十九條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

7 第百七条第三項の規定は、第一項の認可の申請を行う場合について準用する。

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第百十三條 政府は、厚生年金基金が第百十一條第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付(厚生年金代行給付に限る。)の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十二條の三第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金(以下「解散厚生年金基金等」という。)から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五條の二の規定により政府が解散した厚生年金基金連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六條第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七條第六項、第八十八條、第八十九條、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第百二條第二項並びに第百四條の規定を適用する。

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第百十四條 前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合においては、解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を得て、当該責任準備

金に相当する額の一部について、国債、株式その他の有価証券であつて政令で定めるものによる物納(以下この条において「物納」という。)をすることが出来る。

2 前項の厚生労働大臣の許可の申請は、第百十一條第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二條第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に行わなければならない。

3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ごとに、証券取引法第二十八條に規定する有価証券指数の変動と一致するように運用することができるよう組み合わされたものであることその他の厚生年金保険法第七十九條の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。

4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金資金運用基金又は年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者(以下この項において「年金資金運用基金等」という。)に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金資金運用基金等が年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九號)第一条に規定する年金資金の管理及び運用のために取得したものとみなす。

5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九條の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金資金運用基金に対し寄託したものとみなす。

6 第四項の規定による有価証券の移換に伴う手数料その他の費用については、解散厚生年金基金等が負担するものとする。

(移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱)

第百十五條 第百七条第二項、第百八条第二項又は第百九条第四項の規定により規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務又は基金の権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付(第百七条第二項、第百八条第二項又は第百九条第一項の認可を受けた日において当該規約型企業年金又は基金の遺族給付金の受給権を有する者に支給するものに限る。)については、当該年金たる給付又は一時金たる給付を遺族給付金とみなして、第三十四條の規定を適用し、厚生年金保険法第百三十六條において準用する同法第四十一條の規定は適用しない。

2 第百十一條第二項又は第百十二條第四項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う遺族給付金(第百十一條第二項の承認を受けた日又は第百十二條第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。)については、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第百三十六條において準用する同法第四十一條の規定は適用しない。

(政令への委任)

第百十六條 この節に定めるもののほか、確定給付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の移転及び承継並びに解散厚生年金基金等からの徴収金の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第百十七條 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法(平成十三年法律第 号)第二条第二項に規定する企

業型年金をいう。以下同じ。における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産（同条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者以下この条において「移換加入者」という。）となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「残余財産（政令で定めるものを除く。）」とあるのは、「残余財産（政令で定めるもの及び第八十七条第四項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第十三章 罰則

第八十八条 第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、前項の罰金刑を科する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業主若しくは規約型企業年金の清算人又は基金の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者若しくはその清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十条第四項又は第九十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第九十条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十二条 第七項第一項又は第九十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主又は基金の役員は、百万円以下の過料に処する。

第九十三条 基金がこの法律の規定により基金が行うものとされた事業以外の事業を行った場合には、その役員、代理人若しくは使用人、その他の従業者又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第九十四条 基金が、第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

二 第八十六条又は第九十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條の規定 公布の日

二 附則第七條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第九十一条から第十四条まで及び第九十五条第二項の規定並びに附則第四條、第十條、第十六條及び第三十五條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に企業年金基金と云う名称を使用している者については、第十條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事務の委託に関する経過措置）

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第九十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（附則第八條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十條第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第九十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを厚生年金基金連合会に行わせることができる。

又は確定給付企業年金法附則第三条第一項とするほか、同法の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する経過措置）

第四条 第九十四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「申請は」とあるのは、「申請は、厚生年金保険法附則第三十條第一項の規定による厚生労働大臣の認可を受けている場合に限り行うことができるもの」とする。

（適格退職年金契約の円滑な移行）

第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日まで（適格退職年金契約の円滑な移行）の間に、附則第二十四條の規定による改正後の法人税法附則第二十二條第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第三十條の前の見出し及び同条を削る。

附則第三十一條第一項中「基金」の下に「（確定拠出年金法（平成十三年法律第 号）の施行の日前に設立された基金（同法の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）に限る。以下同じ。）」を、「（実施する企業型年金）」の下に「（同法第二條第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）」を加え、「確定拠出年金法第二條第十二項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち当該年金給付等積立金の移換に係る加入員(以下「移換加入員」という。)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち移換加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

附則第三十一条第三項中「第三十一条第三項」を「第三十条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の移換加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

附則第三十一条を附則第三十条とし、同条の前に見出しとして「(確定拠出年金を実施する場合における基金に関する特例)」を付する。

附則第三十二条中「前二条」を「前条」に改め、同条を附則第三十一条とする。

第八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「基金の行なう業務」を「基金の行う業務」に、「第百三十六条の三」を「第百三十六条の五」に、「第八款 解散及び清算(第百四十五条―第百四十八条)」を「第八款 確定拠出年金―第百四十八条」を「第九款 解散及び清算(第百四十五条―第百四十八条)」に改め、

出年金への移行(第百四十四条の三)及び清算(第百四十五条―第百四十八条)に改める。

第八十一条の三第二項中「第百三十九条第六項又は第七項」を「第百三十九条第七項又は第八項」に、「同条第六項又は第七項」を「同条第七項又は第八項」に改める。

第九章第一節第五款の款名を次のように改める。

第五款 基金の行う業務

第百三十条第一項中「に對し」を「の老齢に

關し」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「一部を」の下に、「政令で定めるところにより、」を、「生命保険会社」の下に、「農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項に限る。以下同じ。)」を加え、「その他政令で定める」を「その他の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「政令の定める」を「政令で定める」に、「加入員の脱退に關し」を「障害に關し、年金たる給付又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、政令で定めるところにより、加入員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行うものとする。

第百三十条の二の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に、「若しくは生命保険会社」を「生命保険会社若しくは農業協同組合連合会」に、「若しくは保険」を「保険若しくは共済」に改め、同条第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第三項中「生命保険会社」の下に、「農業協同組合連合会」を加える。

第百三十一条(見出しを含む)、第百三十二条、第百三十三条並びに第百三十三条の二第一項から第三項まで及び第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百三十四条中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百三十五条(見出しを含む)中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百三十六条中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「年金給付について」を「年金たる給付について」に、「死亡を支給理由とする一時金たる給付(以下「死亡一時金」とい

う。)」を「死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付」に、「年金給付又は」を「老齢年金給付又は」に改める。

第百三十六条の三第一項第二号を次のように改める。

二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み

第百三十六条の四第三項中「保険料」の下に「又は共済掛金」を加え、第九章第一節第五款(行為準則)

第百三十六条の五 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

一 第百三十条の二第一項の規定による信託、保険若しくは共済の契約又は同項に規定する投資一任契約

二 第百三十条の二第二項(第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による信託の契約

三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約

四 第百三十六条の三第三項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

第百三十八条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める場合にあっては、この限りでない。

第百三十八条第二項中「掛金は、年金給付」を「掛金(第五項又は第六項の規定により徴収する掛金を除く。次項及び第四項において同じ。は、老齢年金給付)」に改め、同条に次の二項を加える。

労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

6 基金が解散する場合において、当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を、設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

第百三十九条第一項中「掛金」の下に「(前条第五項又は第六項の規定により徴収する掛金を除く。次項において同じ。)」を加え、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第五項及び第六項の規定により徴収する掛金については、事業主が負担するものとする。ただし、加入員は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該掛金の一部を負担することができる。

第百四十条第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第百三十八条第一項の政令で定める場合にあっては、この限りでない。

第百四十条第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第八項及び第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第百四十一条第二項中「第百三十九条第四項」を「第百三十九条第五項」に改める。

第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条第七項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

給理由とする甲基金の年金たる給付の受給権を有する者(次項において「遺族」という。))を加え、「年金給付の額」を「老齢年金給付の額」に、「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に改め、同条第三項中「資格を喪失した者」の下に「又はその遺族」を加え、同条第六項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第八項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百四十六条(見出しを含む。)中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百四十七条第四項中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、「(以下「解散基金加入員」という。))」を削り、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第九章第一節中第八款を第九款とし、第七款の次に次の一款を加える。

第八款 確定拠出年金への移行

(確定拠出年金を実施する場合における手続) 第百四十四条の三 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法(平成十三年法律第 号)第二

条第二項に規定する企業型年金をいう。以下この条において同じ。))における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産(同条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下この条において同じ。))に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。))に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型

年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち当該年金給付等積立金の移換に係る加入員(以下この条において「移換加入員」という。))となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち移換加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならぬ。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の移換加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

4 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(第百四十四条の三第四項の規定により移換されたものを除く。))とする。

5 前各項に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十九条第一項中「解散基金加入員」を「解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。))」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百五十三条第一項第六号中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百五十九条第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第五項中「一部を」の下に「政令で定めるところにより、」を加え、「その他政令で定める」を「農業協同組合連

合会その他の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第百三十条第四項」を「第百三十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連合会は、前項に規定する業務のほか、第百四十七条第四項に規定する残余財産の交付を受け、同項に規定する者について、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付を行うことができる。

第百五十九条の二の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に、「若しくは生命保険会社」を「生命保険会社若しくは農業協同組合連合会」に、「若しくは保険」を「保険若しくは共済」に改める。

第百六十条第一項、第三項、第五項及び第六項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十条の二第三項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「死亡一時金」を「死亡を支給理由とする一時金(以下「死亡一時金」という。))」に改め、同条第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十一条第一項及び第二項、第百六十二条第一項並びに第百六十二条の二中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十二条の三第二項、第三項、第五項及び第七項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(障害給付等に係る残余財産の交付) 第百六十二条の四 連合会が第百五十九条第二項に規定する業務を行つてする場合にあつては、解散した基金は、規約の定めるところにより、第百四十七条第四項に規定する者に分配すべき残余財産(前条第四項の規定により交付を申し出たものを除く。))の交付を連合会

に申し出ることができる。

2 連合会は、前項の規定による申出に従い、前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令で定めるところにより、当該第百四十七条第四項に規定する者に対し、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付を支給するものとする。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第百六十二条の四第二項」と、「解散基金加入員」とあるのは「第百四十七条第四項に規定する者」と、同条第七項中「第五項の規定により解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算し」とあるのは「第百六十二条の四第二項の規定により年金たる給付」と、「当該解散基金加入員」とあるのは「当該第百四十七条第四項に規定する者」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第百六十条第二項の規定は、第一項の規定による申出について、同条第七項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第七項の規定による通知について準用する。

第百六十三条中「第百五十九条第一項の年金給付」を「連合会が支給する年金たる給付」に改める。

第百六十三条の二の見出し及び同条第一項並びに第百六十三条の三第一項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第百六十四条第一項中「年金給付及び」を「年金たる給付及び」に、「第三十九条第二項前段並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について」を「並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について」に、「に係る年金給付」を「に係る老齢年金給付」に、「死亡一時金」を「連合会が支給する死亡

又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第三項中「第百三十六条の四まで」を「第百三十六条の五まで」に改める。

第百六十七条の見出し中「年金給付」を「年金たる給付」に改め、同条中「解散基金加入員」を「第百四十七条第四項に規定する者」に、「年金給付」を「年金たる給付」に改める。第百六十八条第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第百六十九条並びに第百七十条第一項及び第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百七十二条中「年金給付」を「年金たる給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百七十三条及び第百七十四条中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第百七十六條第一項中「第百三十条第四項又は第百五十九条第五項」を「第百三十条第五項又は第百五十九条第六項」に改める。

第百七十七條の次に次の一条を加える。
(業務概況の周知)

第百七十七條の二 基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。

2 基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であつて基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つてゐるものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第百八十二條第一項第三号中「第百三十九条第三項」を「第百三十九条第四項」に改める。

附則第七條の六の見出し及び同条第一項から第五項まで、第七條の七第一項から第四項まで、第十三條第一項から第四項まで、第十三條の二第一項から第五項まで、第十三條の三、第十三條の七第一項から第五項まで並びに第十三條の八第一項から第四項まで及び第六項中「年

金給付」を「老齢年金給付」に改める。
附則第三十條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)

第三十條 当分の間、解散しようとする基金又は確定給付企業年金法(平成十三年法律第

号)第百二十一條第一項の規定により企業年金基金となつてゐる基金は、政令で定めるところにより、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、当該認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間に係る第百三十二條第二項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れることができる。

2 前項の規定により認可を受けた基金のこの法律その他の法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第四十四條の二、第百三十二條第二項その他の法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、認可を受けた日以降の加入員であつた期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一條第五項の規定の適用については、認可を受けた日以降、当該基金の加入員を基金の加入員でないものとみなす。

三 当該基金については、第八十一條の三、第百三十九條第七項及び第八項並びに第百四十條第八項及び第九項の規定を適用しない。

四 第百四十條第三項の規定の適用については、同項第一号中「基金の」とあるのは、「基金が附則第三十條第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とする。

3 第一項の認可を受けた基金は、遅滞なく、解散に必要な行為又は企業年金基金となるた

めに必要な行為をしなければならない。

附則第三十一條を削る。

(改正規定の施行のために必要な準備)

第九條 前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十條第一項の規定による認可の手續は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十四條の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金が確定給付企業年金法(平成十三年法律第

号)第百三十一條第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は同法第百三十二條第四項の規定により消滅した場合における当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)

二 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における当該厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を負つてゐた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

第四十四條の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であ

つた期間を除く。)をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

附則第十七條の二第五項中「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

附則第三十條第一項中「(平成十三年法律第

号)を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十二條の見出し中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第一項中「年金たる給付」を「厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付以下「老齢年金給付」という。」に改め、同条第二項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八十三條第二項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八十四條の見出し中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第五項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第八十五條中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に改める。

附則第七條第一項中「年金たる給付」を「新法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第二項中「年金給付」を「老齢年金給付」

に改める。

附則第八條第二項から第六項までの規定中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第七項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條の見出し中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付(次項において「老齢年金給付」という。))」に、「厚生年金保険法附則第十三條第二項から第四項まで」を「同法附則第十三條第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「年金給付」を「老齢年金給付」に、「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に、「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第三項中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十五條第一項中「指定基金は」の下に、「この条から附則第五十八條までの規定に基づき」を加え、「厚生年金保険法第百三十條第一項から第三項までに規定する業務のほか」を削り、同条第二項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

附則第五十六條第二項中「第百三十八條第二項から第四項まで、第百三十九條第一項から第五項まで」を「第百三十八條第二項から第六項まで、第百三十九條第一項から第六項まで」に改める。

附則第六十三條第一項中「第百三十九條第三項」を「第百三十九條第四項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六條のうち厚生年金保険法第百三十九條第六項の改正規定中「第百三十九條第六項」を「第百三十九條第七項」に改める。

第十五條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十三條の次に一條を加える改正規定中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

第二十條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十八條第一項の改正規定中「厚生年金保険法附則第十三條第二項」を「同法附則第十三條第二項」に改める。」「厚生年金保険法第百三十條第一項」を「同法第百三十條第一項」に改める。に改める。

附則第七條第三項第一号中「年金たる給付」を「厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。))」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第九條の見出し及び同条第一項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第十條第一項中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改め、同条第二項中「第百四十七條第四項」を「第百四十九條第一項」に、「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

附則第十一條第二項中「第百三十九條第六項又は第七項」を「第百三十九條第七項又は第八項」に、「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項若しくは第八項」に改める。

附則第二十三條の見出し及び同条第一項、第二十四條第一項、第二十五條第三項各号並びに第二十六條中「年金たる給付」を「老齢年金給付」に改める。

付」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十六條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五條中「国庫納付金」の下に、「確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第百三十三條第一項ノ規定ニ依リ解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金」を加える。

第八條第一項の次に次の一項を加える。

確定給付企業年金法第百十四條第五項ニ規定スル有価証券ノ価額トシテ算定シタル額ハ政令ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ積立金トシテ積立テラレタルモノト看做ス

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第十七條 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

第十三條の二第二項中「に係る法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四條第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約」を「について確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第二條第一項に規定する確定給付企業年金その他の政令で定める制度」に、「特定適格退職年金契約等」を「特定企業年金制度等」に、「締結する」を「実施する」に、「特定適格退職年金契約等を締結した」を「特定企業年金制度等を実施した」に、「当該特定適格退職年金契約等の相手方」を「同法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条第三項第一号中「当該被共済者に係る特定適格退職年金契約等が締結される」を「特定企業年金制度等が実施される」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第十八條 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「又は厚生年金基金」を「、厚生年金基金又は企業年金基金」に改める。

第五十三條の見出し並びに同条第一項及び第二項中「厚生年金基金」の下に「及び企業年金基金」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第百三十一條中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第五十三條第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二條第一項第一号中「及び」の下に「同法」を加え、同条第三項第六号中「又は」の下に「同法」を加える。

第百八條の見出し並びに同条第一項及び第二項中「厚生年金基金」の下に「、企業年金基金」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第百二十一條中「この法律」とあるのは、「この法律又は確定拠出年金法第百八條第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(相続税法の一部改正)

第十九條 相続税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「目的とする信託」の下に「その他の信託」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の四中「を行う内国法人及び同法第百四十五條の三に規定する退職年金業務等を行う外国法人」を「(同法附則第二十條第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人」に改め、「第十條の二」の下に「及び同法附則第二十條第一項」を加える。

第六十八條の五第一項中「第八十四條第三

項」を「附則第二十条第三項」に、「同条第二項第一号から第三号まで」を「同条第二項各号」に改め、「(同法第四十五條の三において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「同項第一号」を「同項第一号」に、「当該内国法人」を「当該法人」に、「年金給付」を「老齢年金給付」に、「同項第一号」を「同項第二号」に、「同項第三号」を「同項第三号」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「休業手当金及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定給付企業年金法平成十三年法律第 号」第三十八條第一項「老齢給付金の支給方法」の規定に基づいて支給される年金」を加え、「及び法人税法第八十四条第三項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される」を「その他政令で定める」に改め、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定給付企業年金法第三十八條第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条(脱退一時金の支給方法)の規定に基づいて支給される脱退一時金」を加え、「及び当該適格退職年金契約に基づいて支給される」を「その他政令で定める」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第三十一條第三号中「法人税法第八十四条第

三項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約」を「確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)の規定」に、「その一時金が支給される基因となつた勤務をした者」を「同法第二十五條第一項(加入者)に規定する加入者」に、「当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は」を「同法第三條第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて提出された」に、「当該勤務をした者」を「当該加入者」に、「一時金で政令」を「一時金として政令」に改める。

第三十五條第三項第三号中「第三十一條第三号に規定する契約」を「確定給付企業年金法の規定」に、「退職年金(当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は)」を「年金(第三十一條第三号に規定する規約に基づいて提出された)」に、「その退職年金」を「その年金」に、「基因となつた勤務をした者」を「同法第二十五條第一項(加入者)に規定する加入者」同項に規定する加入者であつた者を含む。に、「年金で政令」を「年金として政令」に改める。

第七十六條第三項中「掲げる契約のうち、当該契約又は規約」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 確定給付企業年金法第三條第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

第七十六條第一項第二号中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「又は国民年金基金」を「国民年金基金」に改め、「規定する契約」の下に「又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第二百二條中「契約に基づいて払い込まれた保険料又は」を「規約に基づいて提出された」

に、「勤務をした者」を「加入者」に、「あるときは」を「あるとき(これに類する場合として政令で定める場合を含む。)」に、「負担した金額を」を「負担した金額(政令で定めるものを含む。)」に改める。

第二百三條第三号中「年金給付」を「老齢年金給付」に改める。

第二百三條第四号第二号中「第三十五條第三項第三号(公的年金等の定義)に規定する退職年金」を「確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金」に、「同号に規定する契約に基づいて払い込まれた保険料又は」を「第三十五條第三項第三号(公的年金等の定義)に規定する規約に基づいて提出された」に、「勤務をした者」を「加入者」に、「その退職年金」を

企業年金基金

確定給付企業年金法

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前條の規定による改正後の所得税法の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第二十四條 法人税法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改める。

「その年金」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十五條第三項第三号に規定する政令で定める年金の支払をする場合(政令で定める場合に限る。) その年金の額から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する公的年金等の支払があつたものとみなす。

第二百二十七條中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「契約に係る」を「契約並びにこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る」に改める。

別表第一第一号の表環境事業団の項の次に次のように加える。

は」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を、「又は厚生年金基金」の下に「若しくは企業年金基金」を、「当該厚生年金基金」の下に「若しくは当該企業年金基金」を加える。

第八十四條第一項中「適格退職年金契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、」を削り、「生命保険、預貯金の受入れ」を「生命保険、生命共済、預貯金の受入れ」に、「(年金給付)を」を「(年金たる給付)に改め、「管理の受託の業務」の下に「確定給付年金資産管理運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第五十九條(積立金の積立)に規定する積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。)の運用及び

当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の受託の業務」を加え、同条第二項第一号中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産管理運用契約」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号イを削り、同号ロ中「年金給付」を「老齢年金給付」に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金資産管理運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ハ 各確定給付年金基金資産管理運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第二号中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産管理運用契約」に改め、同号イを削り、同号ロ中「責任準備金額」を「保険業法第百十六條第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号及び第四号において「責任準備金額」という。）」に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金基金資産管理運用契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額から、これらの契約に係る掛金の額のうちの

保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第三号中「適格退職年金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産管理運用契約」に改め、同号イを次のように改める。

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第三号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金基金資産管理運用契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、これらの契約に係る掛金の額のうちの共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第五号中「厚生年金基金契約又は」を「厚生年金基金契約、確定給付年金基金資産管理運用契約又は」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定給付年金基金資産管理運用契約につ

き、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその預貯金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第七号を次のように改める。

七 厚生年金基金契約又は確定給付年金基金資産管理運用契約に係る有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金又は確定給付年金積立金の管理の受託の業務を行う内国法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準の給付を行うものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各確定給付年金基金資産管理運用契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその有価証券その他の資産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備

えたものをいい、これらの規定に規定する」を削り、「規定する信託の契約をいい」の下に、「前二項に規定する確定給付年金資産管理運用契約とは、確定給付企業年金法第六十五条第一項（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する確定給付年金基金資産管理運用契約とは、同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険若しくは生命共済若しくは同条第二項に規定する信託又は同条第四項に規定する預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約をいい」を加える。

附則に次の一条を加える。

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）
第二十条 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う法人に対しては、これらの業務は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算に規定する退職年金業務等）に該当するものとみなして、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章（退職年金等積立金に対する法人税）の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項（第百四十五条の三）（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）において適用する場合を含む。以下この項において同じ。に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 適格退職年金契約に係る信託の業務を行う法人 次に掲げる金額の合計額
イ 第八十四条第二項第一号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二 適格退職年金契約に係る生命保険の業務を行う法人 次に掲げる金額の合計額

イ 第八十四条第二項第二号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る保険業法第百十六条第一項（責任準備金）（同法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

三 適格退職年金契約に係る生命共済の業務（当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法第十條第一項第八号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。） 次に掲げる金額の合計額

イ 第八十四条第二項第三号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約

に係る農業協同組合法第十一條の五（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額から、当該契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

3 前二項に規定する適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約（平成十四年四月一日前に締結されたもの（同日以後に締結されたものとして実質的に同日前に締結されたものとして財務省令で定めるものを含む。）に限る。）で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数値に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

4 前項の場合において、平成二十四年四月一日以後同項の契約が継続しているときは、同日以後のこの法律その他租税に関する法令の規定の適用については、当該契約は、同項に規定する適格退職年金契約に含まれないものとみなす。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第二第一号の表学校法人の項の次に次のように加える。

同項第三号ロに規定する共済金受取人（以下「移行適格退職年金受取人等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に、事業主が前項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に基金が前項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

3 第一項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により移行適格退職年金受取人等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金については、第三十六条第四項及び第四十一条第三項の規定は適用せず、第三十六条第二項及び第四十一条第二項の適用については、第三十六条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受取人等については、別に政令で定める要件とし、」と、第四十一条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した移行適格退職年金受取人等については、別に政令で定める要件）」とする。

職年金受取人等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第七十七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受取人等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条の二まで、第百三十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受取人等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受取人等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。）については、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。

第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職金共済機構への移換）

第二十八条 中小企業退職金共済法第二十一条に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被

企業年金基金 確定給付企業年金法

（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）

第二十五条 事業主等は、その実施事業所の事業主が前条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合

は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の承認（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可）を受けて、当該適格退職年金契約に係る同条第二項第一号ロに規定する信託の受益者又は同項第二号ロに規定する保険金受取人若しくは

第二十六条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退

職年金受取人等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

2 第七十七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受取人等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条の二まで、第百三十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受取人等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受取人等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。）については、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。

第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職金共済機構への移換）

第二十八条 中小企業退職金共済法第二十一条に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被

共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該退職金共済契約の相手方が、勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該退職金共済契約の被共済者となった者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の金額で、次に掲げる額を合算して得た金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該附則別表の上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に折算するものとする。この場合において、その折算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受給者等であつた期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えないときは、百二十月)を超えることができない。

して中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により支払われる金額を考慮して厚生労働省令で定める金額

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条の二第二項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

(印紙税法の一部改正)

第二十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「(基金の業務)並びに第百三十条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)又は第百五十九条(連合会の業務)並びに第百五十九条の二第一項及び第二項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に掲げる給付」を「第一項から第三項まで(基金の業務又は第百五十九条第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付並びに同条第三項第一号(連合会の業務)に掲げる事業)に、」

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

「第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」に、

確定給付企業年金法(平成十三年法律第二号)第三十条第三項(裁定) 企業年金基金に規定する給付に関する文書

(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 企業年金基金	確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。
一 事務所用建物(専ら自己の事務所に用い供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	二 確定給付企業年金法第九十四条(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記(同条の規約に福利及び厚生に関する事業を行う定めがある場合に当該企業年金基金が受ける登記に限る。)	

別表第三の三の項の第三欄中「(専ら自己の事務所に用い供する建物をいう。以下同じ。)」を削り、同表の六の項を次のように改める。

六 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。
一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	二 厚生年金保険法第百三十条第四項又は第百五十九条第四項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	

(消費税法の一部改正)

第三十一条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「、国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

別表第三第一号の表環境事業団の項の次に次のように加える。

企業年金基金 確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)

(地価税法の一部改正)
第三十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

(地方税法の一部改正)

第三十三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第三十四条第一項第五号中「掲げる契約」を「掲げる契約又は規約」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第三号)第三号第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

第七十二条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金

金連合会」の下に「企業年金基金」を加える。

第七十二条の八十第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第七十三条の七第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 厚生年金基金が確定給付企業年金法第九十九条第四項の規定により権利を承継する場合又は企業年金基金が同法第一百二十二条第四項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

第二百九十四条の三第一項ただし書中「適格退職年金契約、厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約」に、「若しくは国民年金基金若しくは」を「国民年金基金若しくは」に改め、「規定する契約」の下に「若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの」を加える。

第三百十四号の二第一項第五号中「掲げる契約」を「掲げる契約又は規約」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

第三百四十八号第四項中「厚生年金基金連合会」の下に「企業年金基金」を加える。

第五百八十六号第二項第五号の三中「第一百三十条第三項又は第五百九十九条第三項」を「第一百三十条第四項又は第五百九十九条第四項」に改め、同項中第五号の五を削り、第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加

える。

五の四 企業年金基金が確定給付企業年金法第九十九条に規定する加入者等の福利及び厚生に関する事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供する土地

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三十条第一項第五号の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第三百四十四号の二第一項第五号の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)
第三十五条 保険業法の一部を次のように改正する。

附則第一条の十二の次に次の一条を加える。
(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例)

第一条の十三 確定給付企業年金法(平成十三年法律第三号)第一百十三号第一項に規定する解散厚生年金基金等(以下この条において「解散厚生年金基金等」という。)が、同法第一百十四号第一項の規定により責任準備金(同法第一百十三号第一項に規定する責任準備金をいう。)に相当する額の一部について物納(同法第一百十四号第一項に規定する物納をいう。)以下この条において同じ。をする場合において、当該物納に充てられるため、生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下この条において同じ。)から当該解散厚生年金基金等が締結した生命保険の契約に係る資産の引渡しを受けるときは、当該資産の引渡しは、内閣府令で定めるところにより、当該資産の額に相当する金額の保険金、返戻金その他の給

付金の支払とみなして、この法律の規定を適用する。

2 年金資産運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定給付企業年金法第一百十四号第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金資産運用基金と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の收受とみなして、この法律の規定を適用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号の二「確定拠出年金事業」を「確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表

金額	月数
一、〇〇〇円	一月
二、〇一〇円	二月
三、〇一〇円	三月
四、〇二〇円	四月
五、〇三〇円	五月
六、〇四〇円	六月
七、〇六〇円	七月
八、〇七〇円	八月

九、〇九〇円	九月	三九、七九〇円	三八月	七二、八〇〇円	六七月	一〇八、四〇〇円	九六月
一〇、一二〇円	一〇月	四〇、八九〇円	三九月	七四、〇〇〇円	六八月	一〇九、七〇〇円	九七月
一一、一四〇円	一一月	四一、九九〇円	四〇月	七五、二〇〇円	六九月	一一一、〇〇〇円	九八月
一二、一七〇円	一二月	四三、〇九〇円	四一月	七六、四〇〇円	七〇月	一二二、三〇〇円	九九月
一三、二〇〇円	一三月	四四、二〇〇円	四二月	七七、六〇〇円	七一月	一二三、六〇〇円	一〇〇月
一四、二三〇円	一四月	四五、三一〇円	四三月	七八、八〇〇円	七二月	一二四、九〇〇円	一〇一月
一五、二七〇円	一五月	四六、四二〇円	四四月	八〇、〇〇〇円	七三月	一二六、二〇〇円	一〇二月
一六、三〇〇円	一六月	四七、五三〇円	四五月	八一、二〇〇円	七四月	一二七、五〇〇円	一〇三月
一七、三四〇円	一七月	四八、六五〇円	四六月	八二、四〇〇円	七五月	一二八、八〇〇円	一〇四月
一八、三九〇円	一八月	四九、七七〇円	四七月	八三、六〇〇円	七六月	一二〇、一〇〇円	一〇五月
一九、四三〇円	一九月	五〇、八九〇円	四八月	八四、八〇〇円	七七月	一二一、四〇〇円	一〇六月
二〇、四八〇円	二〇月	五一、〇二〇円	四九月	八六、〇〇〇円	七八月	一二二、七〇〇円	一〇七月
二一、五三〇円	二一月	五三、一五〇円	五〇月	八七、二〇〇円	七九月	一二四、〇〇〇円	一〇八月
二二、五八〇円	二二月	五四、二八〇円	五一月	八八、四〇〇円	八〇月	一二五、四〇〇円	一〇九月
二三、六四〇円	二三月	五五、四一〇円	五二月	八九、六〇〇円	八一月	一二六、八〇〇円	一一〇月
二四、七〇〇円	二四月	五六、五五〇円	五三月	九〇、八〇〇円	八二月	一二八、二〇〇円	一一一月
二五、七六〇円	二五月	五七、六九〇円	五四月	九一、一〇〇円	八三月	一二九、六〇〇円	一一二月
二六、八二〇円	二六月	五八、八三〇円	五五月	九三、四〇〇円	八四月	一三一、〇〇〇円	一一三月
二七、八九〇円	二七月	五九、九八〇円	五六月	九四、七〇〇円	八五月	一三一、四〇〇円	一一四月
二八、九六〇円	二八月	六一、一二〇円	五七月	九六、〇〇〇円	八六月	一三三、八〇〇円	一一五月
三〇、〇三〇円	二九月	六一、二七〇円	五八月	九七、二〇〇円	八七月	一三五、二〇〇円	一一六月
三一、一〇〇円	三〇月	六三、四三〇円	五九月	九八、四〇〇円	八八月	一三六、六〇〇円	一一七月
三一、一八〇円	三一月	六四、五八〇円	六〇月	九九、六〇〇円	八九月	一三八、〇〇〇円	一一八月
三三、二六〇円	三二月	六五、七四〇円	六一月	一〇〇、八〇〇円	九〇月	一三九、四〇〇円	一一九月
三四、三四〇円	三三月	六六、九一〇円	六二月	一〇二、〇〇〇円	九一月	一四〇、八〇〇円	一二〇月
三五、四二〇円	三四月	六八、〇七〇円	六三月	一〇三、二〇〇円	九二月		
三六、五一〇円	三五月	六九、二四〇円	六四月	一〇四、五〇〇円	九三月		
三七、六〇〇円	三六月	七〇、四一〇円	六五月	一〇五、八〇〇円	九四月		
三八、六九〇円	三七月	七一、六〇〇円	六六月	一〇七、一〇〇円	九五月		

第七部

厚生労働委員会会議録第十二号 平成十三年五月二十九日【参議院】

平成十三年六月八日印刷

平成十三年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局